

令和3年千代田区議会第1回定例会議事速記録（第1458号）《未定稿》

◎日 時 令和3年3月4日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	大坂	隆洋	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	小林	たかや	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員（1人）

13番	池田	ともりの	議員
-----	----	------	----

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君				
副	区	長	山口	正紀	君			
保	健	福	祉	部	長	歌川	さとみ	君

地域保健担当部長	原 田 美江子 君
千代田保健所長	
地域振興部長	村 木 久 人 君
戸籍住民サービス担当部長	恩 田 浩 行 君
文化スポーツ担当部長	大 矢 栄 一 君
オリンピック・パラリンピック担当部長	依 田 昭 夫 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
計 画 担 当 部 長	印出井 一 美 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
会 計 管 理 者	保 科 彰 吾 君
総 務 課 長	中 田 治 子 君
企 画 課 長	亀 割 岳 彦 君
財 政 課 長	石 綿 賢 一 郎 君

(教育委員会)

子 ども 部 長	清 水 章 君
教 育 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	門 口 昌 史 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	河 合 芳 則 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	吉 村 以 津 己 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	桐 谷 孝 行 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和3年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

初めに、自殺対策についてです。

昨年10月、アメリカCBS放送が、日本の自殺の状況について、「10月の自殺によってコロナの10か月間よりも多くの日本の命が奪われる」という報道を行いました。昨年、国内の1月から10月までの10か月間で新型コロナで亡くなった方は2,000人弱、一方、昨年10月1月の自殺者数は2,153人、この数字は世界から驚きを持たれています。日本の自殺者数はここ数年減少してきたとはいえ、昨年は2万919人、世界の中で高い水準であります。（スクリーンを資料画面に切替え）しかも若い世代の自殺者は深刻で、G7の7か国中の中で日本だけが15歳から39歳の死因のトップが自殺となっています。（スクリーンの表示を元に戻す）

特にコロナ禍の中で、昨年は自殺者数が11年ぶりに750人増加し、中でも女性と若者は昨年比で885人増、小中高生は479人と過去最高になっております。厚労省は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活苦や学業の悩みが背景にあるとの見解を示しています。新型コロナ感染拡大は個人の責任ではありません。コロナ感染拡大を要因とした自殺者、とりわけ立場の弱い女性や若者、児童の自殺を防ぐために対策の抜本的な強化が政治に求められております。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区の現状はどうでしょうか。千代田区でも昨年は一昨年と比べ自殺者が増加しています。千代田区世論調査では、「自殺を考えたことがあるか」の問いに対し、18歳から29歳の若い世代が25.5%と、4人に1人が「考えたことがある」と回答しています。

まずお聞きします。区は、この区民世論調査の数字をどのように捉えているのでしょうか、ご認識をお聞かせください。（スクリーンの表示を元に戻す）

自殺は様々な理由で精神を病んだ人、展望を見失った人、絶望した人が死を選ぶという個人の問題として捉えられがちです。しかし、自殺は社会構造的な問題であります。（スクリーンを資料画面に切替え）飯田橋で自殺対策活動を行っているNPO法人ライフリンクの代表の方は、自らの論文の中で、日本の自殺者が多いことについてこう述べています。社会に多くの落とし穴があり、そこにはまって抜け出せない人が自殺し、また別の人とその穴に落ちる。そうやって多くの人自殺で亡くなる。つまり、解雇や過労、DV、虐待、いじめ、競争教育、様々な要因の落とし穴があり、誰が落とし穴に落ちてもおかしくない社会に日本がなっているということです。自殺をなくすには、そうした1つ1つの落とし穴を埋めていく必要があります。貧困対策、長時間労働の解消、いじめ問題の解決、DV対策など、総合的な取組が求められます。

私は、そうした取組を求めながらも、今回は自殺寸前にまで追い込まれている人の相談など、

自殺対策の最後のとりでとして活動を行っているNPOへの支援とゲートキーパーの養成について質問をいたします。(スクリーンの表示を元に戻す)

我が党が昨年行った区政アンケートに、区内で自殺対策活動に取り組むNPO法人から回答が寄せられました。後日訪問し、活動の内容などを聞かせていただきました。この法人は、電話やLINEでの相談活動のほか、ゲートキーパーの養成活動、若年者の自殺予防に資するワークショップなどを行っています。相談はボランティアの方が取り組んでおり、月に120件ほど、相談者は10代から30代が8割弱を占めております。新型コロナによって相談件数は増えているそうであります。NPOの代表の方は、少ない人数で対応も大変だが、誰かが行わなければと活動を続けていると言っていました。一方で、運営は大変で、電話相談やSNS相談への東京都の補助を受けていますが、全額補助ではありません。それを補う収入であった研修や講師活動も新型コロナの影響で行えなくなり、運営は厳しくなる一方で、相談件数は対応できないほどの相談が入ってきており、ボランティアでは限界を感じると言っていました。代表の方は、私たちのような支援団体はあまり光が当てられないのかと述べておりました。このような自殺を防ぐため最後のとりでとして活動する団体の現状が綱渡り的では十分な対応が行えないのではないのでしょうか。(スクリーンを資料画面に切替え)

2019年3月に策定した「千代田区自殺対策計画」では、基本方針で自殺対策として国や地方公共団体と関係団体、民間団体などが相互の連携・協働の仕組みづくりを構築することが重要としています。また、自殺対策基本法では、国とともに地方公共団体が民間団体が行う自殺対策への財政上の措置などの施策を講ずるとしております。

そこで、区の自殺対策の一環として活動費や固定費の補助など、NPOへの支援策が必要だと考えますけれども、区のご認識はいかがでしょうか、お聞かせください。(スクリーンの表示を元に戻す)

さて、今回訪問したNPOの代表の方は、昼間人口が多い、また高層ビルが集中するなど、千代田区の特徴を捉えた対策が求められると言っています。例えば、千代田区は、東京全体と比較して飛び降りの自殺が多く、ビルでの対策や長時間労働などで悩む労働者の対策などが必要と言っていました。NPOの代表の方は、ハイリスクな場所の抽出やオフィスビルなどの協力がどうなっているのかなど、情報を千代田区や区内のNPOなどと共有することも対策を推進することにつながるのではと言っていました。

そこで、千代田区には自殺対策の検討会議が設けられていますが、検討会に参加しているNPOだけでなく、区内の自殺対策に取り組んでいるNPOとの相互の連携や情報交換などを行ってはいかがでしょうか。(スクリーンを資料画面に切替え)

続いて、ゲートキーパーの養成について質問します。ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことを言います。東京都が発行しているゲートキーパー手帳では、役割と対応として、自殺願望を持つ人のサイン、声かけの仕方や傾聴の仕方、言ってはいけない言葉や相談後の必要な支援へのつなげ方など、ポイントが記されております。ご覧のとおり、自殺直前のサインだけでもこれだけのことが書かれてあります。ゲートキ

ーパーは特別な資格は要りませんが、こうした多数のことを身につける必要があり、一度や二度の講習では足りません。千代田区でのゲートキーパー養成はどうなっていますか。どのような方が講座を受けていますか。定期的な研修などを行っているか、行っていないのならば設けてはいかがでしょうか、お答えください。（スクリーンの表示を元に戻す）

続いて、**コロナ禍で不況が続く飲食店への支援の強化について**質問をいたします。

神田のまちを歩いていると飲食店を中心に閉店する店が増えていることは日に日に分かります。事業者の声は切実です。売上げが8割減、9割減、昨日はお客さんが1人だったなど、深刻な状況が語られます。

帝国データバンクの調査によると、2020年の飲食店の倒産は過去最高を記録しました。新型コロナウイルスの感染拡大は今年に入っても収まる気配はありません。ワクチン接種も進む予定ですが、テレワークの広がりなどでコロナ以前のような状態には戻らないであろうとも予想されており、事業者の苦境は今年も続くことが予想されます。東京商工リサーチは、2021年の企業倒産は1万件、休業業解散は5万3,000から5万5,000件を想定しているといっています。しかし、政府は、緊急事態宣言で営業自粛を要請し、応えない事業者には罰則を押しつける一方で、持続化給付金、家賃支援給付金を打ち切るなど、まさに自己責任の政治を続けています。ある飲食店さんは、大家さんが賃料を抑えてくれているから何とかやっていけるが、そうでなければ潰れていると言っていました。飲食店の多くは家賃など固定費の負担が大変だと言っています。国が家賃支援給付金の打ち切りを行った今だからこそ区政の役割が問われています。

そこで、せめて苦境にあえいでいる飲食店や飲食店に納入している関連事業者への区独自の固定費の補助の検討を求めますが、いかがでしょうか。

ある神田の区民の方が営む飲食店は、コロナで売上げが激減していますが、緊急事態宣言での時短要請には応じています。協力金を申請する予定ですが、店主の方は、従業員への給与や家賃などでとも1日6万円ではどうにもならないと訴えておりました。そこで、区民であるならば無利息、信用保証料免除の区の小規模企業支援特別融資の利用を考えました。しかし、この飲食店は従業員、アルバイトを含め5人以上おり、この融資の対象外です。東京都の無利息、信用保証料免除の融資は受けられますけれども、都の制度は無利息の期間は3年間、それ以降は利息が発生します。店主の方は、3年後を考えるとお金を借りるのをためらうと訴え、なぜ千代田区は5人以下で区切るのか、我々のようなそれなりに人がいるところも小規模店も同様に大変だと述べておりました。

区内の飲食店は小さなお店でも中規模でも同様にコロナで困っております。小規模企業支援特別資金について、中小企業も対象にすることを求めますが、いかがでしょうか。

最後に、**少人数学級について**質問します。

政府は2月2日、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定しました。現在は小1のみ35人で、東京都の教員の加配で小2まで35人であり、3年から6年は40人学級です。それを2021年度から順次35人学級に引き上げ、2025年度には全学年を35人学級とするものです。新型コロナウイルスの感染拡大を機に、かつ

てなく高まった少人数学級を求める国民の声と運動が政府を動かしました。

さて、千代田区ではこの間、子育て世代の増加に伴い、今後も小学校の児童数の増加が予想されます。そうした中で、麹町小学校など、区内の幾つかの小学校では現在でも教室が足りない事態が生まれています。今後、35人学級を進めるに当たり大きな問題であります。

まず、現在の教室の規模で全学年の35人学級の実現は可能でしょうか、区の見解をお聞かせください。また、教室不足が生まれた場合の対応策を検討しているのかも併せてお聞かせください。

区長は、招集挨拶で、深刻化する教室不足については対症療法的な対応を重ねてきましたが、それも限界に近づいており、国の35人学級の方針も踏まえ、本区の今後の教育の在り方について抜本的に検討してまいりますと述べました。21年度予算案では「(仮称)今後の教育の在り方検討協議会」を設置するとしています。

そこで伺いますけれども、この協議会とは具体的にはどのようなことを協議するのでしょうか、お答えできる範囲で教えてください。また、協議会のメンバーは学識経験者、学校関係者、区民等で構成するとしていますが、ぜひこの協議会に現場で働く教員の声、児童を通わせる保護者の声が十分に反映される体制や仕組みづくりを求めますが、いかがでしょうか、お答えください。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔区長樋口高顕君登壇〕

**○区長(樋口高顕君)** 牛尾議員のご質問のうち、「(仮称)今後の教育の在り方検討協議会」についてお答えいたします。

本区では人口の社会増が続き、それに伴い児童・生徒も急増し、学校運営に様々な課題が生じております。そのため、こうした諸課題について、今後の本区の教育方針をはじめ、学級編制や学校施設の整備等に関して検討する必要があると認識しております。

こうしたことから、令和3年度は教育委員会において、学識経験者、学校経験者、区民等で構成する「(仮称)今後の教育の在り方検討協議会」を設置し、様々なご意見を伺いながら未来を担う子どもたちのために千代田区の特色を生かした今後の教育の在り方を検討することとしております。なお、具体的な協議会のメンバー構成や検討体制につきましては教育委員会において決定していくこととなりますが、私も学校現場や保護者の意見を反映させることは重要だと認識しており、教育委員会も同様であると考えております。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○教育担当部長(佐藤尚久君)** 牛尾議員のご質問のうち、35人学級への本区の対応について、また今後の教育の在り方の検討について、区長答弁を補足してお答えいたします。

現在の教室の規模で全学年の35人学級の実現は可能か、また教室不足が生まれた場合の対応策の検討についてでございますが、本区の場合、35人学級の実施に当たり、議員ご指摘のように教室の確保が大きな課題の1つであると認識しております。現在、本区の小学校第1学年の学級編制は35人学級であり、第2学年についても国及び東京都から措置される教員の加配を活用

し35人学級を実施しております。仮に現在のベースで第3学年から第6学年も含め35人学級に変更した場合、8校のうち5校で9学級、9教室の増となる見込みとなり、それを見ますと、少なからず施設の改修整備を行い対応せざるを得ない状況となることが予測されます。

こうした中で、国は、35人学級を段階的に実施する方針ですが、併せて新しい時代の学校施設の在り方に関する検討会議を設置し、今後の学校施設について方針を示すこととなっております。教育委員会としては、国が示す35人学級の段階的な実施方針や検討会議の方針を踏まえ、この35人学級も含めた今後の教育の在り方を検討してまいります。いずれにいたしましても、教育委員会として子どもたちにとって良好な教育環境を保つための努力をしてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

**○地域保健担当部長（原田美江子君）** 牛尾議員のご質問のうち、区民世論調査、NPO法人への支援策、区内NPOとの相互連携と情報交換、ゲートキーパーの養成についてお答えいたします。

まず、区民世論調査についてですが、千代田区における実際の自殺者の年齢構成も全国に比べて若者の比率が大きいと認識しておりますので、若年者に対しての自殺対策を進めていきたいと考えております。

次に、NPO法人への支援策についてです。自殺対策については区内様々な団体が活動していますが、それら団体との連携は重要であると考えております。今後、自殺対策検討会議にNPO法人などの団体職員を新たに追加することを検討し、相互連携の強化や情報交換の活発化を図ってまいりたいと思います。ただし、NPO法人による自殺対策事業の対象には区民以外も含まれていることから、NPO法人などの自殺対策を行っている団体への助成は難しいと考えております。

最後に、ゲートキーパーの養成に関してお答えいたします。

令和2年度のゲートキーパー養成講座に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大により中止しておりますが、平成29年度、30年度は各1回、令和元年度は2回、区民と職員を対象として実施いたしました。今後も定期的に実施していきたいと考えております。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

**○地域振興部長（村木久人君）** 牛尾議員の飲食店への支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

飲食店等への固定費補助につきましては、国の持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、東京都の感染拡大防止協力金など、様々な給付がなされており、現状の給付金に加えて区独自の給付を行うことは考えておりません。新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店関連のみならず、多くの区民の方々が実に様々な影響を受けていることから、一部の事業者だけではなく、地域経済全体を活性化させていくような施策を検討していく必要があるのではないかと思います。

次に、小規模事業者特別資金についてですが、この資金は経営資源が乏しい小規模事業者がより経営状況が厳しい傾向にあることから、対象を小規模事業者に限定して小口だが有利な条件の

資金として実施しているものです。新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受け売上げが減少している等の中小の事業者につきましては、政府系金融機関による融資や、東京都制度融資において低利、長期返済、限度額の別枠化による充実した融資が展開されています。これらの制度は、中小企業であれば幅広い規模の事業者が対象となるため、使い勝手がよく、多くの事業者にご利用されています。区では、今後もそれぞれの事業者に適した施策を紹介するオーダーメイド型の支援を行っていきたいと考えております。

**○11番（牛尾こうじろう議員）** 11番牛尾こうじろう、再質問させていただきます。

まず、NPOの支援についてですけれども、協力体制とか連携はやっていただけるということでしたので、ぜひ進めていただきたいと思います。ただ、区民も区民外もやっているから助成は難しいとおっしゃいましたけれども、しかし、命の問題というのは、区民であろうがなかろうが一緒だと思うんですね。NPOの方が区から補助を受けているから、じゃあ相談は区民しか受けませんと、そんなことはしないでしょう。だから、やはり何らかの支援を、必要なのではないかと。80万区民を対象に千代田区も様々な政策をやっているわけで、この問題も本来なら国や東京都がしっかりと支援を行うということが大事なんですけれども、区として何らかの支援が考えられないかというのはぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、いま一度ご答弁をお願いいたします。

ゲートキーパーについてですけれども、NPOの方はゲートキーパーは1回の講習では、（ベルの音あり）なかなか自殺者に対応するスキルというのは身につかないと言っていました、やはり繰り返し講習を受けたり実践の練習を行ったり、そうした複数回の講習が必要だと言っていますけれども、そういったことについてはどのようにお考えかお聞かせください。

あと、飲食店の支援についてですけれども、持続化も家賃支援給付金も終わっているわけですよ。そうであるならば、ぜひ、国に対して、再び持続化給付金、家賃支援給付金を行ってくれというふうな要望をぜひ区としてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

以上です。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

**○地域保健担当部長（原田美江子君）** NPOへの支援についてのご質問にお答えいたします。

自殺関係のNPOにつきましては、区内、実は多数の団体がございます。基本的には助成としての支援は東京都から各団体に行われております。ただ、区といたしましても、先ほど申し上げました連携の機会でありますとか、様々な形で支援が可能かと存じますので、そういったことをこれから検討してまいります。

次に、ゲートキーパー研修が複数回必要であろうということでもございました。何回かコロナが収まり次第に私どももゲートキーパー研修実施していきたいと考えておりますので、これは1回きりしか受けられないというものではございませんので、ぜひ関心のある方に複数回受けていただければと考えております。

以上でございます。



〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

国の家賃支援給付金を再開するかどうかということにつきましては、昨日の代表でのご質問に対してもご答弁申し上げたとおり、これは国の政策ですので、その決定は国の判断を注視していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 2021年、令和3年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

樋口区長が初登庁された2月8日、20年ぶりの千代田区都市計画マスタープラン答申が審議会から区長に提出をされました。この日、風邪がみであった私は、公務としては初めて自宅からのオンライン参加を体験することになりました。

さて、千代田区は、江戸城をはじめ番町・麴町・神田・神保町・秋葉原のどこを取っても物語性に富んだ魅力のあるまちです。ポテンシャルが高い、それゆえに地価も高く財政力もある。一定の理念と民主主義さえ貫かれていれば、誇り高く幸せに暮らせるまちであるはずですが、なかなかそうならない。なぜそうならないかという、大企業と行政と政治家の水面下の結びつきが強いため、そうした隠然とした力に支配され、住民自治が実現しづらい、そういう不幸なことがその背景にあると私は思っていました。

聞くところによると、区長は歴史が好きであると。司馬遼太郎を愛読されていると伺いました。彼は「土地と日本人」という対談集も出されております。土地問題が日本の最大の病根であるということに激しく嘆き、指摘をしています。その日本特有の問題である土地資本主義を誰よりも激しくあおる都市政策を推進してきたのが前任者である石川区長の20年であり、それは公平でも公正でも、まして持続可能でもないことをいささかでも新区長に感じていただけたところがあればと私は願っているところです。

まず1点目は簡単な質問からいたします。新型コロナウイルス感染症拡大から1年、私たちの日常や価値観が変わりました。苦しみや切なさの中でも暗やみの中に一筋の光となる変化がオンラインでつながる恩恵を日本社会全体が獲得したことだと私は思っています。痛みと引換えに民主主義のツール、リモートワークやワーケーションなど、手放せない宝を得た1年でもありました。今後、この方向は樋口新体制の中でも飛躍的に進むことでしょう。しかし、一方で、この恩恵が最も必要でありながら、たまたま縁のない方々、例えば高齢者など、サポート体制を整えることは急務です。お考えをお聞かせください。

また、千代田区は既に各種会議でオンライン開催をしています。であれば、オンライン傍聴も可能なはずですが。可能なところから審議会などのオンライン傍聴を実施はいたしませんか。

次2点目です。区民不在の混乱と損失を与えている幾つかの事例について区長の考えを伺います。

1991年、平成3年、バブル経済がはじける瞬間に、私は千代田区の職員から千代田区議会

議員になりました。その年、当時の木村区長は、多くの区民が反対する中で公共施設適正配置構想、いわゆる公適配を強行しました。子どもたちの教育環境を守ろうとするお母さんたちが議場を囲み、傍聴と住民運動で過労死するほど激しい区政との対立を生みました。こうした状況下で行われた区長選挙はまれに見る僅差の戦いとなり、何とか競り勝った木村区長は、その後、区民の声に真摯に耳を傾けるようになりました。

公適配は小学校8校、中学校3校に統合したものの、その後計画は一旦凍結となり、そうした住民の苦しみと葛藤の中で千代田区の基金は今や1,000億を超えるまでに積み上がってきました。ところが、石川前区長の時代に入り一転、まともや千代田区政は重要なことであればあるほどテーブルの下で、ごく一部の方々に秘密裏に決められるようになってきました。再び住民自治は大きく後退しました。

直近の1つの事例が、平河町の仮住宅問題です。246号沿いにある地下鉄永田町4番出口が、平成21年の森タワー竣工依頼混雑がひどくなり、この混雑解消が課題であることは地元の共通認識でした。しかし、前区長は、ここに長期計画にも位置づけない、番町開発のとぼっちりでもある仮住宅を造ることにこだわりました。そして工事を着工しました。着工後、永田町駅出口の要望を思い出し、事後に慌てて駅に通じるかも分からないまま5億円強の追加工事を発注し、あまりのことに住民からは監査請求が出され、議決なき追加工事は違法であるという異例の判断もされました。議会からは、東京メトロとの一遍の文書の取り交わしもなく、工事を進めて住民訴訟に耐えられるのかと何度も指摘がありましたが、担当部長は、費用負担も含め協定を結ぶべく組織として十分協議をしている。できるだけ早くお示しすると言いつつ既に3年が過ぎています。マスコミでは、昨年末石川区長が掘った「6億円の穴」と皮肉を込めて書かれ、東京メトロ側のコメントは、区が勝手に受け口を掘ったと述べたの事です。ずさんな区政運営が全国に知れ渡ることにもなりました。

そこで伺いますが、このような行政運営について、区長はどのような見解をお持ちでしょうか。

もう一つの事例が、日比谷の再開発問題です。東京ミッドタウン日比谷の255億円に及ぶ区の土地建物の20億円無償貸付けについては、域内にあった一本の区道を廃止して生み出した紛れもない区民の財産です。この区民の財産を、区長はその資産活用を確認することさえもせず、区政の重要案件を審議する首脳会議に諮らず、議会への報告も相談も一切なく、無償で貸し付けることを決めました。通常の賃料を得ていたなら国税庁の一般的な計算では8割の6%、年間12億円の賃料収入に相当する土地です。年間12億円、10年で120億円、そうした収入があったら区民にどれだけの福祉ができたでしょうか。これほどの価値ある土地を前区長がごく一部の幹部と密室で協議の上、事業者は無償で提供し、住民の利益を棄損した上、自らはその地域の開発主体が販売したマンションを息子のために優先購入し、自身の腹心の一人である元まちづくり推進部長が代表を務める企業に委託料として年間240万円を支出させていました。

この区有地の無償貸付けを可能とする手続は、議会に諮り、賃料で収入を得るよりも、エリアマネジメントで活用したほうが区民利益になると判断する、最低でもそういうプロセスが必須ではなかったでしょうか、この点に関して現時点での区長の見解を伺います。

そして、新たに平河町であり日比谷になり得る事例というのが、現在区が進めようとしている外神田一丁目計画です。（スクリーンを資料画面に切替え）区長は昨年ご自身のニュースでこのような広報をしました。向かって左側が区長のちょっとよれよれになってすみません。ニュースで右側が私のニュースです。この違いが分かりますでしょうか。区長は、神田川沿いに広場と船着場ができるとばら色の広報をしています。私は、区内に唯一区民の財産、万世会館と清掃事務所が170メートルの再開発計画にのまれる。一度の住民説明会もないままに決定しようとしていると書いています。まちづくり担当部長は、去る2月16日開催の企画総務委員会で、この外一の開発計画について、前区長からも現区長からもそれぞれ承諾を得て進めていると答弁されました。区長は、コロナ禍でオフィス需要も定まらないまま、巨大なオフィスビル開発の是非について報告を受け検討され進めることに問題がないと判断された。どのような考えでこの手続を進められたのかお考えをお示しください。（スクリーンの表示を元に戻す）

また、平常時はもとより、災害時に重要な役割を担う清掃事務所について、清掃車の台数も把握されていない中、都市計画だけを先行させることについて、公共施設の要求水準を示せと議会が何度求めても提示されてはおりません。その必要がないと指示をされたのでしょうか、お答えください。

公共施設を等価交換で建て替えなければ立ち行かないほど区の財政は逼迫してはおりません。十分な議論もせず等価交換を決めていることも常任委員会での部長答弁から伺えますが、まさに石川前区長のあしき前例を踏襲するだけなのでしょうか、区長のお考えをお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

東京都はホームページにこのようなフローチャートを掲載しています。これが千代田区がここに基づいていない、つまり都市計画原案について、地域住民に説明会をしていない状況のまま、今ここに至っています。これは私はコロナ禍に苦しむ区による区民いじめ以外の何物でもないと考えますが、区長のお考えをお示しください。（スクリーンの表示を元に戻す）

最後に、「100条調査は不毛だった」との区長発言の真意について伺います。

区長は1月28日、民間団体が主催するオンライン候補者討論会で、100条調査は不毛だったと述べられ、マスコミもこれを驚きをもって報じました。このことは区長が公務員のコンプライアンスをどのように捉えているのか、その見識が問われることとなりますので、お聞きしておきます。

開発利益が大きい千代田区では、不動産業界にとって首長や公務員の許認可が大きな利益を生むこととなります。今回の問題は、千代田区において幾つもの再開発、マンション建設を行う大手デベロッパーのグループ企業であるマンション事業者から、開発の許認可権を持つ特定行政庁のトップが値上がり確実な複数のマンションの住戸を購入していたこと。加えて、購入後短期間に売却することで数千万に及ぶ莫大な転売利益まで得ていたという事案です。このことが事実として明らかになされている中で、果たして調査をしない議会というのがこの国に存在するのか、あるいは存在して当然と区長は考えなのでしょうか。

今回の事案と同じことを職員が行えば、コンプライアンス違反で懲戒処分の対象になり、最も

重い場合は懲戒免職になる重大な違反行為です。コロナ禍の中、石川氏は、国会の場でもよく耳にする記憶にない記憶にないを繰り返し、いたずらに調査を長引かせました。今、今回でも総理の息子による官僚の接待に対し、トップに立つ者の見識が問われています。改めて100条調査に対する区長の見解を伺います。

区長は、区内で多数の容積緩和型開発を担うマンション業者が利害関係者であるとの認識がありますか。また、100条調査報告書では区有地貸付けの在り方、特別職と利害関係者との在り方を含む改善案がまとめられていますが、受け止める意向はありますか。また、不毛とされた100条調査の過程で、区議会が検察庁に告発した事案について、いまだに当局による捜査が継続して行われていると伺っております。このことについても区長の見解をお聞かせください。

以上、新たな区政が建設的な議論に時間を十分に割くことができるよう、新区長の真摯な答弁を求め、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 小枝議員の100条調査に関するご質問についてお答えいたします。

100条調査についてですが、議会は100条調査を行う大切な権能を有していると当然認識しています。また、100条調査委員会の報告書についてですが、やはり、私思いますに、首長には組織のトップとして高い政治倫理が求められています。さらに、住民の皆さんに対して自らの考えを真摯に丁寧に説明していく。そうした責任があると思っています。私は区政のリーダーとして、その権能と責務を十分に理解し、より高い倫理観を持って区政運営に当たることが区民の信託に応えることになると、そのように考えています。

また、ご指摘のあった捜査機関、捜査当局による捜査につきましてですが、これは捜査機関より厳正な捜査が今行われており、真相が明らかにされ、責任の有無が明確になることを期待しています。

なお、他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 小枝議員の区立麴町仮住宅と地下鉄駅との連絡通路に関するご質問にお答えします。

かねてより東京メトロ永田町駅4番出口付近のラッシュ時間帯の混雑につきましては、地域からも状況改善の要望があり、駅のバリアフリー化の推進と併せて区と東京メトロの双方が共通の課題認識の下、その解決に向けて協議を続けてまいりました。こうした中、東京メトロは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い施設投資などの事業計画の修正を余儀なくされることとなりました。このことから本事業も影響を受けている状況でございます。しかしながら、今後も課題解決に向けて双方が知恵を出し合い、お互いに誠意をもって協議を進めるべく、協議継続を前提とした文書を年度内に取り交わすべく調整中でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 小枝議員のまちづくり行政のご質問のうち、日比谷の広場の貸付けと外神田一丁目南部地区の再開発についてお答えいたします。

日比谷の広場は、2つの街区を分断していた交通量が少ない区道を廃道し、地区計画に基づき新たに建物と一体的な広場を都市再生特別地区の都市再生策として事業者により整備をされました。建物内の地下2階では、東京メトロ日比谷線と千代田線のバリアフリー対応の連絡通路が生み出されたこと、さらに通路には旧三信ビルのアーケードモチーフにアーチや手すりのデザインが再構築されました。地下1階には駅に近接する駐輪施設を設けるとともに、屋外の広場は将来的に日比谷公園とつなげられることを想定して階段型のステップ状に整備し、そのステップ状の広場と隣接する事業者の広場を一体的に利用することにより、日比谷の新たなにぎわいが演出できる工夫としております。

この建物と一体的な広場は、整備後は区の所有となりますが、区が自らエリアマネジメント活動は困難なことから、エリアマネジメントを組織し、建物内の商業施設やステップ広場の利用により収益を上げさせ、建物の日常管理や数年後の大規模修繕、さらに地域内の区道の日常管理を行うこととしました。この取組につきましては、全国各地で取り組まれておりますエリアマネジメントの新たな官民連携による持続可能な仕組みとして注目を集めているところでございます。しかしながら、このエリアマネジメントの取組などを説明しなかったことに関しまして深く反省をしております。

次に、外神田一丁目南部地区の再開発についてですが、この地域では外神田一丁目計画基本構想が策定されており、この構想を踏まえ対岸の交通博物館跡地の開発が行われました。JR神田万世橋ビルと併せて神田川沿いのマーチエキュート神田万世橋が整備され、鉄道の高架下を活用した特色ある店舗や川沿いのテラスデッキが整備され、親水性を高めたまちづくりが進められてまいりました。

一方で、外神田一丁目南部地区におきましては、特定緊急輸送道路沿道の耐震化や千代田清掃事務所、万世会館などの公共施設の機能更新、議会提案による「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」を踏まえた川に顔を向けたまちづくりの推進など、その具現化に向けた取組が急務となっております。当初の基本構想では、川沿い街区での検討としておりましたが、川沿いの街区だけでは機能更新を行い広場を創出するなどが困難なことから、令和元年12月に構想を改定し、国道を隔てた向かい側の街区を含めた構想としました。改定構想では、2つの街区で建物の整備ができるため、川沿い街区に広場空間や川沿いの遊歩道、船着場を整備して、水辺を魅力ある都市空間に整備することが可能となります。そのような関係から、議員ご指摘の高さについては、川沿いの建物高さを抑え、向かい側の建物高さを検討をしました。また、万世会館、清掃事務所の公共施設については、極めて重要な区有施設で、業務を止めることなく円滑に機能更新を図るためには、地区全体での一体的な機能更新により整備する必要があります。

最後に、都市計画の決定に向けた手続でございますが、区では基本構想の改定を踏まえ、エリア内の権利者の方々と意見交換会を実施し、素案を策定してまいりました。議員お示しのフローチャートでございます都市計画法第16条及び第17条の手続については今後実施する予定でございます。また、万世会館と清掃事務所の計画につきましては、詳細図がない段階ではございますが、都市計画手続とは別に、早い段階で地域の方々に説明会等を実施していきたいと考えてお

ります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 小枝議員のデジタル化の恩恵に関するご質問にお答えいたします。

初めに、オンラインでつながる恩恵に縁のなかった方々へのサポート体制に関するご質問についてですが、国は、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げました。区は、区民に直接行政サービスを提供する立場から「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指すこととしています。具体的には、自宅など、庁外からのスマホやパソコンによる手続のオンライン化による利便性の向上だけでなく、情報通信機器に不慣れな方でも、窓口に来庁された際、手続の簡素化や的確な手続、相談ができるようにすることで、庁内での滞留時間を短縮させ、そのメリットを実感してもらいます。また、情報バリアフリーに向けたツールを整備し、障害をお持ちの方や外国人に対して円滑な手続を支援するとともに、高齢者の方々にもスマホやパソコン等の情報通信機器に慣れ親しみ、デジタル化の恩恵を享受していただくために、東京都や国などによるデジタルデバインド対策等のモデル事業への応募を検討してまいります。

さらには、SNSや動画を通じて積極的に区政情報を発信することで、地域コミュニティを活性化させ、共助による支援の輪を広げてまいります。

次に、オンライン傍聴に関するご質問についてですが、行政運営の区民参加を推進するため、さらには、近年のデジタル化の進展を踏まえ、会議の傍聴方法の多様化は時代の要請と認識しています。一方、会議の中では様々な個人情報取り扱いが取り扱われることがあり、オンライン傍聴に当たっては様々な課題を整理していく必要がございます。会議体の性質や会議内容などに応じた傍聴方法につきまして、他の自治体の事例なども参考にしながら研究してまいります。

○4番（小枝すみ子議員） 24番小枝すみ子、再質問をさせていただきます。

答弁漏れが大分ありました。そもそも私は細かいそういう行政の言い訳を聞いたかったわけではなくて、区長がどう今の時点で認識しているかということを知りたいんですけども、ほとんどその認識は伺えませんでした。

まず、100条のところについては、区長自身の答弁がありましたけれども、これ自体も答弁漏れです。区長は、区内において多数の容積緩和型の開発を担うマンション事業者が利害関係者であるという認識があるかないかということを知りたいのです。認識があるのですか、ないのですか。これはちゃんと答弁をしてください。

それから、権能があることは知っている。それは当たり前のことなんですね。その権能を持って、この案件について100条調査をしたことが不適切だったか、不毛だったかということを知りたいんですけども、100条についてはその2点。

それから、麴町仮住宅に関しては、「6億円の穴」の問題なんですけれども、監査請求で違法と、これはコロナがある、ずっと前ですよ。違法ということが明らかになっていて、昨日、木村

議員の答弁でも、適切であったというようなことが言えてしまうということを、またこれが区長が放置しているということが問題なんです。この覚書1つなく穴を掘ってしまって、おまけに永田町駅は、これ、既存不適格なんです、区長。増築工事できないんですよ。そんなことを高い倫理観と説明責任区長が持つのであれば、区長の立場からそれをどう考えるかということを語らないといけないんです。そこのところをしっかりと頭に入れて、答弁をしていただきたいと思えます。逃げないでもらいたいです。

つまり区長は、公約で2割の報酬カットをするということですが、それで議長は、議会と区議会、区長は車の両輪だということを何度も何度もおっしゃるんですけど、この車の両輪がうまく動くには、ハンドルとかブレーキがしっかりしてなきゃいけない。昨日の傍聴者の方は言っていました。壊れているんじゃないかと。車の両輪、くるくるくる回って、全く修正、チェックが効かないのではないかと。そうすると、年間400万程度の区長報酬カットしたところで、すぐに6億とか10億とか、あるいは日比谷で言えば255億とか、物すごく大きな単位の損失を招くのが、この千代田区の年間600億から700億の年間予算、こういう執行状態なんです。〔ベルの音あり〕そこの問題意識をしっかりと答えていかないと、これ、外一に関してもなんですけれども、報告を受けましたか、指示をしましたかと聞いているのに、報告を受けたか指示をしたのか、それについても答弁なかったんです。石川区長のときでさえ、これほど答弁をしない、答弁漏れというのは、あまりなかったんです。ですから、しっかりと質問されたことについては答弁をしっかりとさせていただかないと、これは本会議というものが成り立たなくなりますので、そこら辺はちゃんと、この千代田区のトップに立った以上は、責任感を持って、まさに高い倫理観と説明責任を持って答弁をさせていただかないと、最初の一步、大変大切ですので、区長の生の熱い言葉を聞きたいと思えますので、どうか答弁をよろしくお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） まず、頂きました100条に関するところであります。報告書には貸付けの在り方、または利害関係者との在り方、様々書かれていたかと思えます。先ほど申しましたとおり、私はそうしたことを含めても李下に冠正さずということで、昨日もありましたけれども、政治倫理、そうしたものを自らを律する意味でもしっかりと行っていきたいと、そのように考えております。

続きまして、議会との関係も含めたことでありますが、区議会と執行機関は区政を支える車の両輪であることは言うまでもありません。私は申し上げましたが、一方的に議会を批判したということではありません。議会には当然議会の考えがあると承知しています。ただ、当時も今もありますが、多くの区民がコロナ禍で未曾有の困難に直面しておられると。こうした中で、区民の皆様から、私も様々なご意見いただきました。少なからず私が申し上げたような声を私自身もお聞きしたことから、そのように申し上げた次第です。

以上です。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 小枝議員の再質問にお答えいたします。事務の進め方

について、2点ほどご指摘を頂いたのではないかと存じております。

まず、東京メトロとの間に文書も取り交わさずに協議を進め、いまだに費用分担等が決まっていなご指摘でございます。この点につきましては、昨日も答弁いたしました。区と東京メトロの間では、永田町駅の混雑に関する問題について、共通の課題認識の下、課題解決に向け誠意をもって協議を続けてきた経緯がございます。新型コロナウイルスの影響で今まで費用分担等の合意には至っておりませんが、区と東京メトロとの双方が課題解決に向けて認識を共有しているところございまして、今後も引き続き適切な事務執行の下、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

また、連絡通路設置に向けての追加工事が違法状態であるご指摘でございますが、追加工事の契約に際し、仕事の進め方に問題がある旨、区議会より厳しいご指摘を受け、さらに監査委員からも議会の手続を得るよう勧告を受けたものであり、このことを重く受け止め、事務の改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 小枝議員の外神田一丁目に関します報告、指示につきましてご答弁させていただきます。

まず、報告に関しましては、もちろんまちづくり全般にわたりまして、区長が就任されてから報告はさせていただいております。指示に関しましては、そもそも先ほど16条の説明会、まだこれからだということですので、明確な指示ということになれば、そういった16条の手続という形になってくるかなというふうに考えております。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

21番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○21番（林則行議員） 令和3年第1回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問いたします。

初めに、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の効果検証について質問いたします。

新区長は、本定例会の招集挨拶で、コロナ禍に打ち勝ち、千代田の新時代を築くを基本的な姿勢として全力で取り組んでまいりますと決意を述べられました。前任の石川区長は、新型コロナ対策として、今年度、令和2年度に4回の補正予算、総額約184億円を計上し対策を打ち出してきました。広域行政の領域である医療機関への支援など、基礎的自治体の千代田区でない予算も含まれておりました。補正予算審議では、東京都と千代田区の役割分担と連携についても議論が交わされました。とりわけ千代田区は独自の12万円給付金、国の一律10万円給付金の後に行われ、日本国内、東京都内の各自治体から様々な受け止めをされ、議会解散騒動とともに全国



ニュースとなりました。国の10万円給付金や品川区の3万円給付金とも額が異なりますので、千代田区独自の効果検証が必要です。

以上を踏まえて3点お尋ねいたします。

1点目は、これまでのコロナ対策で、東京都との連携が不十分であった点があればお答えください。

2つ目は、新たに就任された区長から見て、これまでのコロナ対策をどのように評価するのかお答えください。

3点目に、特に、現在給付割合が96%を超えている本区独自12万円の特別支援給付金についての効果検証について、新区長としての方策、ご見解があればお聞かせください。

次に、東京都知事と連携した千代田区の地域経済対策、区民負担の軽減措置について伺います。まちを歩いて話を伺うと、新型コロナの影響で生活が脅かされている区民の切実な問題として納税の負担があります。多くの税はその所得によって累進課税のため、新型コロナによる所得の減少により納税の負担は原則軽くなります。一方、土地、家屋、償却資産等にかかる固定資産税は新型コロナの影響で事業収入が一定程度減少した中小企業の方への納税猶予や軽減制度がありますが、家業としている飲食店や個人商店等は対象外であり、その納税の負担が大きいのしかかっています。

千代田区の固定資産税収は、平成30年度決算で約1,835億円、これを都区財政調整交付金の原資である調整3税として東京都が課税・徴収していますが、千代田区の財政調整交付金は64億円と、還元率僅か2.9%です。納税者である区民はその恩恵をほとんど受けられていないとも言えます。千代田区の固定資産税額を他区と比較すると納税額の負担は明らかです。毎年千代田区議会からも「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書」を東京都知事宛てに提出しています。昭和の終わりから平成の前半まで、千代田区の定住人口が減り続け、自治体存続の危機でした。公共施設適正配置構想など策定しても人口流出やまちを形成する商店が次々となくなり、そこにバブル崩壊が襲いました。千代田区では、区民、連合町会と区議会が区民集会を開催し、固定資産税の大幅減税を求めてきました。この動きは隣接区にも広がり、都心4区となり、都心6区区民大会、総決起大会を開催し固定資産税の大幅軽減を求める運動を中央区、港区、新宿区、文京区、台東区と共同で開催してきました。財務大臣や総務大臣、政府税制調査会長、東京都副知事にも直接面会し要望書を手渡した歴史もあります。現在、地価の高騰が落ち着いておりますが、このコロナ禍において、家業を営む方や区民の切実な願いであり、今こそ行政として対応が求められております。

新区長は、東京都知事と大変親密な関係にあり、選挙期間中も「小池都知事と連携し、千代田区の新型コロナ対策に全力」という公約を強く訴えていました。区長選挙で区民や事業者から固定資産税についての声も聞いたはずですが、また、招集挨拶でも、現在未曾有の新型コロナウイルスの感染拡大が区民生活に深刻な影響を与え、その影響が地域経済や福祉、医療に至るまで広範囲に及んでおりますと基本的な考えを述べられています。

私がかつて与謝野馨元財務大臣より、減税について、一度減税すると元に戻す際、増税と同じ

に受け取られてしまうという言葉が耳に残っております。ただ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う千代田区の地域経済は深刻です。昨日、菅総理大臣は、緊急事態宣言を2週間程度延長する方向性を打ち出しました。3月7日をもって全面解除する予定でしたが、東京都知事らの延長要請の動きを受けての方針変更です。コロナ禍が続く現在、千代田区の固定資産税の減免について東京都知事と連携して実現するよう要請することが東京都との連携を実証することにもなるはずです。

新区長が選挙公約時に掲げた区長報酬の2割カット、年間数百万よりも、千代田区の固定資産税2割カット、約360億円のほうがコロナ禍で大変な思いをされている区民の方への大きな支援となり、改革断行の有言実行となります。東京都知事と連携し、千代田区の新型コロナ対策に全力の具体的な施策が重要です。

以上を踏まえて3点伺います。

1点目は、千代田区の固定資産税の減免の必要があるのかないのか、新区長の現状認識をお示しくください。

2点目、また、東京都知事との親密な関係にある新区長が、区民負担の軽減を解消する、連携による固定資産税20%減免の実現についてのご見解を伺います。

最後に、新区長がお考えとなっている東京都知事と連携し、千代田区の新型コロナ対策や地域経済対策についてお答えください。

以上、明快な答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 林議員の東京都知事と連携した区民負担の軽減措置についてのご質問、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染の影響により、生活が脅かされている区民の方々の切実な問題につきましては、私も十分に認識しております。そのため、区民の経済負担を軽減することの必要性は非常に高いと考えております。ご案内のとおり、固定資産税につきましては、2021年度には事業収入が一定以上減少している中小事業者に対して全額または2分の1にする減免制度がございます。議員ご指摘の家業として営んでおられる飲食店や個人商店などにつきましては、この減免制度適用ございませんが、国や東京都及び本区において、給付金や協力金及び融資制度など、様々な形で支援措置を行っているところであります。なお、この対象地域を限定した固定資産税の20%減免措置ということは、議員お分かりだと思いますけれども、公平、中立、簡素が税制の基本原則でありまして、また税制は国家の根幹制度でもあります。そうしたことから、千代田区と東京都だけで制度を改変できるものでもありません。さりとて目の前のこの困難に本当に苦しんでおられる区民の方々がおられるわけですから、私は区としてはできる限りの経済負担、また軽減策に積極的に取り組んでいきたいと。必要に応じて東京都とも、あるいは国とも連携しまして、その取組に関する財源やマンパワー、こうしたものも頂きながら、様々な観点から実施できる施策を着実に進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○**地域振興部長（村木久人君）** 林議員の特別支援給付金についてのご質問にお答えいたします。

令和2年第2回区議会臨時会において補正予算案をご議決いただきました、区民の皆様の生活を包括的に支援する千代田区特別支援給付金につきましては、昨年11月中旬から申請受付を開始し、一部の新生児分を除いて先月17日に受付を終了したところです。給付対象者からの申請率は98%を超え、ほとんどの区民の方々から申請を頂いております。また、今回特別支援給付金事業を実施するに当たっては、議会でのご指摘を踏まえ、申請者の方々へのアンケートを実施しておりますが、ほとんどが好意的なご意見であり、外食を含めた飲食費、教育費、物品購入等の生活費として使うとのご意見も多くございました。こうしたことから今回の給付金が区民生活の支援となり、再び緊急事態宣言が出される中で、多少なりとも区民の皆様の不安感の解消に寄与できたのではないかと考えております。新型コロナウイルス感染症を巡る状況が刻々と変化し、様々な対策がなされている中で、この給付金のみを取り出して効果を検証していくことは難しい面もありますが、アンケートの詳細な分析や行政評価制度を活用するなど、可能な効果検証を行ってまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○**政策経営部長（細越正明君）** 林議員のコロナ対策における都との連携及びこれまでのコロナ対策の評価に関するご質問についてお答えいたします。

区では、これまで日々刻々と変化する感染状況に対応するため、国や都の動向を見ながら千代田区の地域実情や課題を捉え、都度必要な対策の実施に努めてまいりました。そのために、第1号から4号までの補正予算を編成してきたことは議員ご案内のとおりでございますが、補正予算の有無にかかわらず必要なコロナ対策に取り組み、区として現在も最優先事項として進めているところでございます。感染拡大を収束させるためには、まずは必要な対策を迅速に実施することであり、国や都、区、それぞれがその役割に応じた対策を図ることが肝要でございます。

一方で、コロナに係る感染防止対策や地域経済対策によっては、区が先駆けて取り組むこともあれば、国、都に支援を受けたり、連携して取り組むことも必要であることから、収束のためには方法にこだわらず、臨機応変な対応を図ることも重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、今後の区政運営や危機管理対応につなげるために、コロナ対策の効果検証や評価の必要性は区としても共通認識を持っているところでございます。しかしながら、いまだ感染拡大の収束が見えない現状では、私たち職員は情報収集を怠らず、常にコロナ対策として何ができるかを考え、一丸となって取り組んでまいります。

○**21番（林則行議員）** それでは、新区長に3点伺います。

1点目です。1点目は20%の減免に、別に20%にこだわるわけではなく、区長が報酬を20%、特例条例で減らすというんで、その程度ぐらいは固定資産税の減免を働きかけたらいいんではないかと。あえて区民集会を出したのは、千代田区が声を出して、近隣区ですね、都心区に広まって東京都全体として、この都心のドーナツ化現象を、対応をどうしていこうかというところ

ろのきっかけに都知事との連携が売りの区長だからこそできることではないかと思ひ、どうかと。できないならできないと、はっきり言っていただければ結構です。

2点目が、これも東京都に千代田区の声が届けると。これは本来貴重な役割をするのは東京都議会議員であったはず。ただ、区長はその職責を辞職してやられた。つまり、1月から6月までの、42選挙区ある東京都内の都議会議員の枠、貴重な千代田区の声東京都に届ける役割と併せた形で、新区長は2人分の職責を果たさなければいけないんじゃないんですかと。それが都知事との連携という声になったんじゃないかなと私は受け止めたんで、この点についても明確にお答えください。

最後が、コロナ対策の東京都の都知事の連携で、部長の答弁もありました臨機応変、それはそうでしょう。ただし、1月の選挙の際にここまで大きな声を出して東京都知事との連携を売りにされたんですから、具体的なイメージ、何が東京都と連携したものがいいのかと。これは保健所の視察だけじゃないはずなんです。それを具体的なイメージとしてお答えくださいということです。

以上3点、明快にお答えください。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 今ご質問いただきました減免に関することであります。

先ほど来申し上げておりますとおり、固定資産税減免に限らず、様々な面で、区民の皆さん、暮らし、生活、大変、また地元の地域経済も痛んでいるというのは全く同じ認識であります。そうしましたところ、まず目の前でできることから今取り組んでいるというのは、まさに区議会の皆さんも去年1年間も取り組まれてきたこと、それは都であり、国であり、同じことであると思ひます。そうした中で、都議を辞任してということでもありますが、都議は一都議、議員でありましたけれども、今回、区長に就任させていただきました。正式な都と区の関係において、しっかりと要望していく。区民の皆さん、事業者の皆さんの悲痛なこの思いを、私は2人分といいますか、区としてもその責務、権能において、しっかりと都に、国に働きかけていくと。そうしたことで職責を果たしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（小林たかや議員） 答弁漏れ。具体的なイメージ、答弁漏れ。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 林議員の再質問のうち、連携に関する部分につきましてご答弁させていただきます。

連携の必要性につきましては、林議員おっしゃるように、十分我々も認識しております。しかしながら、今コロナという国難を迎えております。これは東京都だけではなく、国や他の特別区など、あらゆる全ての組織と連携をして全力を挙げてこのコロナの難局を乗り越える。これが今最も大事なことだと思ひております。したがって、その連携の十分か不十分かということではなくて、今これから我々は何ができるか、こちらのところを優先して考えていきたいと思ひております。

○議長（小林たかや議員） 次に、1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和3年第1回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、2月13日の福島県沖を震源とする地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルスの影響でお亡くなりになった方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、療養中の皆様の一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、1月31日執行の千代田区長選挙を経て、2月8日に樋口区政がスタートいたしました。新たな千代田区政に心から期待をし、区民の皆様が豊かさを実感できるよう、よりよい未来を迎えられますよう、私も一議員として尽力する所存でございます。

樋口区長は、招集挨拶で、将来に向けて持続可能な区政運営を実施していき、区民視点で区政課題を捉え、区民の皆様と共に地域の実情に即した施策を展開すると述べられました。そこで地域の事情に即した施策、区民に寄り添った施策をスピーディーに推進するために必要と思われる取組方針として3点お伺いいたします。

まず、1点目が所管を超えた組織活動についての方向性です。現在、千代田区でも市内のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXについて様々検討され、実証実験が目前に迫っていると伺っています。DXは先が読みにくい混沌とした時代にあっても、区長を中心に職員が一丸となり、試行錯誤しながら最適解をスピーディに導くための手段です。今回の質問は、DXに触れつつ、具体的問題提起や解決策の提案を交えながら、全体を通して今後の組織活動の在り方について検討していただくことを求めるものです。

招集挨拶で一日も早い地域経済の回復に取り組まなければならないと述べられたとおり、地域経済の疲弊は誰の目にも明らかです。コロナ禍において、これまでも国や都の支援に加え、千代田区の融資や助成による各種支援策が打ち出されてきましたが、厳しい状況が続く飲食店など、事態は大変深刻です。コロナ禍における区の支援策は商工観光課の窓口や、まちで受けた相談などが反映されたものだと思いますが、今後一層地域の実情に即した支援が必要ではないでしょうか。最適な支援策を打ち出すには、まず地域の状況を可能な限り正確に把握することが必要です。全ての飲食店と接点を持ち、情報整理するのは非常に困難ですが、幾つかの工夫をすることで解決の糸口が見つかる可能性があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

今ご覧いただいているのは保健所の保有データです。2020年2月1日から2021年3月1日13時時点での店舗廃業件数は1,040件となっており、廃業の理由は不明です。保健所への届出が必須である理由は食品衛生関連の事項なので、廃業理由を記述する必要がありません。ただ、全ての区内飲食店に接点があるのは保健所だけです。届出書類を提出する機会を最大限活用し、今後の各種支援策に活用することも考えられませんか。（スクリーンの表示を元に戻す）

保健所と商工観光、一見接点がなさそうに見えますが、こうした連携にもDXを活用し、所管を超えた取組を検討してみたいかたがでしょう。

また、今後は各種納付金や使用料の滞納が増加する可能性も見込まれています。コロナによる

経済事情の悪化なのか、それ以外の理由によるものなのか、納付期限を過ぎているからすぐに督促状の送付といった一律の事務的対応では、結果的に当事者が追い詰められることになったり、回収が困難になることも予想されます。可能な限り不納欠損に至らないよう、根気強く丁寧に対応することが求められますが、情報の目的外利用など、現行の制度上で壁があるかもしれません。しかし、早い段階で個別事情を理解した納付相談や、場合によってはセーフティーネットの案内が一層必要になると考えます。ここでも適切なアプローチには所管を超えた協力が必要ではないでしょうか。

そのほかにも、今後所管を超えた活動が未来の価値につながる可能性の高い景観重要建造物の指定に関する取組があります。これはまちづくり課が進めており、令和2年度は1件でしたが、今後持ち主の意向確認などを経て順次指定される予定と聞いております。ただ、残したい思いがあっても維持に必要な経費の捻出など、個別の事情で諦めざるを得ない場合も考えられます。

実際に指定された物件のオーナーに会ってお話を伺うと、維持管理の要件が複数あり、相談先の所管も複数に及びます。2月の審議会アドバイザーの仕組みが新設されることが報告され、所管を超えた情報交換も始まっているそうなので、未来に残せる千代田区の歴史的資源が多くの人に親しまれるよう、様々な利活用のアイデアやビジネスモデルが共創される可能性を感じています。（スクリーンを資料画面に切替え）

ここまで幾つかの例をご紹介しましたが、これから始まるDXを従来の業務の延長として捉えるのではなく、近い将来のさらなる変化と課題の多様化に即対応可能となる手段を手に入れるんだというそんな意識を明確に持って、DXを機に柔軟な組織に進化していただきたいと願っております。そして、縦割り業務や事務作業をこなすだけでは見いだす機会が得にくいとされるやりがいや価値を共創する面白さ、その過程で気づかれる信頼関係などを実感できる投影資料の1にある環境づくり、人間関係づくりが結果的に4にある区民へのよりよいサービスの提供につながると考えております。これからの組織活動、組織づくりについてどのようにお考えでしょうか、まずは方向性をお聞かせください。（スクリーンの表示を元に戻す）

2点目は、「情報格差の解消に取り組み、誰も取り残さないデジタル化の推進」です。コロナ禍で経済活動、日常のコミュニケーションの在り方など、多くが変化し、デジタル化、オンライン化の必要性が一層高まり、まずは子どもたちの学習の回復が急がれ、1人1台のタブレット配備が計画前倒しで実施されました。今後、庁内のDXが進めば各種手続のオンライン化だけではなく、情報のセグメント配信で個人の事情に合わせた情報が便利に入手できるようになります。

DXによる明るい展望の一方で、コロナ禍において孤独感や心身の不調を抱える方が多世代に及んでいると言われており、孤立する人々に何らかのつながりを生み出す工夫が必要です。

また、デジタル化に取り残されやすい高齢者への配慮も必要です。既に高齢者向けの支援としてフレイル予防をしながらタブレット操作を学べ、タブレットとコミュニケーションロボットを貸し出す企画があり好評だと聞いております。社協でもZoomやLINEの使い方を学ぶ機会が実施され、今後はLINEボランティアによる緩やかなつながりによる見守り企画が予定されているそうです。デジタルやオンラインの活用が日常を大きく変え、生活の質の向上が期待でき

ますが、これからさらに多くの方に情報バリアフリー、デジタルバリアフリーを進める必要があります、望めば誰もがデジタル化のメリットを享受できる支援体制が必要です。

一案として東京都との連携でデジタルデバインドに関連する助成事業を活用し、様々な課題を解決するのも有効ではないでしょうか。こうした地域の課題も所管を超えて意見交換することで新たな解決策が見えてくると思います。

3点目は、災害時の区民と来街者の安全への備えとなる発災時を想定した避難所の情報整備の必要性です。招集挨拶で、首都直下地震に備えたコロナ禍における避難所運営体制の改善、情報伝達の仕組みの改善に言及されました。これまでに地域での避難訓練やハザードマップの配付、日頃から防災無線による情報提供なども実施されています。現在もあらゆる事態を想定した備えをご検討だと思いますが、時代に即した機動的な情報発信、情報共有の手段の検討も必要ではないでしょうか。もちろん防災無線も有効ですが、戸別受信機がないと場所や状況によっては聞き逃しがあります。紙媒体も持ち歩くツールというよりは保管用としての活用かもしれません。現代社会において、世代に関係なく携行するツールは、スマホが圧倒的です。災害時のインフラとして、東日本大震災を教訓に、通信各社が通信の途切れにくい仕組みの構築など、強靱化も図られているそうです。日頃防災への関心が薄い人や千代田区の事情を知らない来街者がスマホで簡単に入手可能な公的情報があれば、災害時に冷静な判断と適切な行動の選択ができます。特に広域避難場所はどの地域にもあると認識されていますが、千代田区は広域避難場所の指定を解除されています。事情を知らない来街者は近場の学校や公共施設を検索し向かうかもしれません。千代田区は安全な建物内で待機が基本ですが、来街者が迷いなく一時退避できるよう誘導する情報も必要です。また、在宅避難が基本の本区でも、不安感から自主避難の選択をする方や、在宅避難が困難な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんなときも自宅を出る前に避難所の最新情報が分かることで、ある程度冷静な判断がしやすくなるかもしれません。

そこで災害時の情報提供の一例として、分かりやすく使い勝手のよさから多くの自治体に採用されている避難所可視化サービスについてご紹介します。まず、各避難所の場所がマッピングされており、開設情報、混雑状況などが一目で理解できます。閲覧に個人情報を入力などは一切不要です。あらかじめ区が入力しておいた情報だけではなく、状況に応じて周知したい事項、例えば感染防止策や備蓄物資の在庫状況、福祉避難、ペット同行避難の可否など、内容の追記や変更も可能です。そして来街者も災害時の退避場所が確認でき、退避先の選択と判断ができます。発災時の第一報はメディアやSNSかもしれませんが、情報が偏りやすく、基礎自治体からの情報発信は大切です。混乱を避けるためにもまず必要な公助は情報かもしれません。

区民の命と安全を守る災害対策です。千代田区の事情に沿った情報発信について、ぜひご検討をお願いいたします。

そして、コロナで訓練が困難な今こそ、シェイクアウト訓練の有効性が高まっています。私自身消防団に所属していますが、コロナで活動が減りました。シェイクアウト訓練は各家庭、マンション、企業や商店、学校など、場所を選ばず日時も任意ですが、直近の一斉訓練は明日5日の10時に開始です。コロナ禍における震災時の安全確保、避難フロー、変更されている情報の確

認など、防災意識の啓発が引き続き必要です。災害への備えと啓発活動も所管を超えて取り組むことで広く地域を巻き込むことにつながり、自助力、共助力も高まるのではないのでしょうか。

以上、地域の実情に即し、区民に寄り添った施策をスピーディに推進していく上で必要と思われる方針の中から3点、最も問いたい所管を超えた組織活動、そして誰も取り残さないデジタル化、（ベルの音あり）避難所の情報整備についてでした。

区長、関係理事者の皆様に千代田区の新時代を築く区政運営を推進されるに当たっての明快で気概を感じる答弁を期待し、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

**○区長（樋口高顕君）** 小野議員のご質問のうち、所管を超えた組織活動に関するご質問にお答えいたします。

私は、千代田区長として初当庁した際に、職員の皆さんに、私たちは区民のために区民本位の行政を推進する同じ志を持つ同志ですと。私も今日から仲間に加えていただき、一緒に困難を乗り越えていきたいと思いますと呼びかけさせていただきました。また、私たちもたった一度のかけがえない人生を生きており、その人生の中で一番いい時期をこの千代田区役所で働いていること。また1日の中で一番いい時間をこの千代田区役所で働いています。そのように申し上げました。私の持論ではありますが、誰もが朝、目が覚めて、職場に行きたいと、前向きに仕事をしていこうと思えるような、そんな職場環境をぜひとも実現していきたいと考えています。

議員ご指摘の職員一人一人がやりがいや価値を共創するという考え方にもこちらはつながるのではないかと思います。私は職員が自発的に行えるような組織文化や風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮して取り組む所存です。

なお、詳細につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

**○政策経営部長（細越正明君）** 小野議員のご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、所管を超えた組織活動に関するご質問ですが、区はデジタル技術を活用し、データの蓄積、共有、分析に基づく行政サービスを提供するとともに、業務や組織の在り方をそれに合わせて変革することで行政サービスの質の向上を目指すデジタルトランスフォーメーションに取り組む所存です。職員は、日頃、区民だけではなく、事業者を含め多くの関係者と接しています。その際、担当者は得られた情報や気づきを記録し、関連する所管に情報提供、あるいは共有する。また、蓄積されたデータの傾向を分析することはデジタル技術の得意とするところでございます。このような仕組みと職員一人一人の行動の定着を通して、業務の変革とともに、組織の壁を越えた真の区民サービス提供に向けた協働の組織風土の醸成に努めてまいります。

次に、情報格差に取り組み、誰も取り残さないデジタル化の推進に関するご質問についてです。区は、「地域特性を踏まえ、誰もがデジタル化のメリットを享受できる魅力ある千代田区を実現する」を目指し、デジタル化に取り組むこととなります。誰もが享受できるデジタル化のメリットについては、行政手続がいつでもどこでも手元のスマホやパソコンで完結できる情報コミュニティ等を通じ、必要な情報がタイムリーに取得できることを想定しています。一方で、スマホや



パソコンなどデジタル機器をふだんから利用されない方、とりわけ操作に不慣れな方にはメリットを享受いただけないという課題が生じます。区は、こうした方々にデジタル化のメリットを実感いただけるように、デジタル機器の利用促進に向けた普及啓発活動を実施することが大変重要であると認識しております。現状、区単独ではノウハウの蓄積が十分でないことから効果的な支援策を打ち出すのは難しい状況でございます。そのため、国や東京都が計画する高齢者向けデジタルデバインド是正に向けたモデル事業への応募を検討しており、地域のNPOや通信事業者との連携を図りながら推進したいと考えております。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 小野議員の発災時の避難所の情報提供に関するご質問にお答えいたします。

まず、発災時において避難所が開設されるケースとしましては、被災者、負傷者の発生状況、区内の被災状況等により、または区長が避難の勧告または指示を行った場合、あるいは区災害対策本部または各避難所の運営に当たる避難所運営協議会の判断により開設されることになっております。また、風水害時には今年度より一定の段階で各出張所を自主避難所として開設することを取り決めております。こうした避難所の開設状況や基本的な情報の発信に関しましては、議員ご提案の避難所可視化のシステムは1つの有効な手段であると考えられます。

一方で、千代田区では、特に大地震に際しては帰宅困難者が多く発生するため、情報発信の際は1か所に集中して避難するなどの不要な混乱を避けることへの対処も十分に検討する必要がございます。そのような面も含めて今後検討してまいりたいと存じます。

次に、防災に関しての所管を超えた取組についてでございます。まず、大規模災害時には地域防災計画により区組織及び職員全体が災害対策本部を構成することになります。この体制に基づき各職員が災害時にどのような職務に当たるかを定められており、都度周知を図るとともに、様々な防災に関する事業を通じて職員全体の防災力の向上を図っております。引き続きこうした取組を継続する中で、ご指摘のような区組織全体へ向けた啓発にも取り組んでまいります。

また、区民への情報発信につきましても、災対所管のみならず、出張所や教育部門、福祉部門からの発信や啓発などにも連携して取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により、休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時09分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 2021年第1回定例会一般質問をさせていただきます。

その前に、東日本大震災、3.11からもうすぐ10年、いまだ事故前の生活を取り戻せていない方がまだたくさんいらっしゃいます。以前のような生活を一刻も早く取り戻せるよう心よりお

祈り申し上げます。また、新型コロナウイルスに罹患された方々と関係者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に心よりご冥福を申し上げます。そして医療従事者の皆様の活躍にいま一度御礼申し上げます。

質問に入ります。

このたびの千代田区長選挙におきまして、区政の刷新と改革を進めるため身を投じる覚悟の新区長が誕生し、今までの石川区政が刷新されるものと期待しております。

さて、この千代田区では、あちこちで区民不在のまま一部の部署による暴走であるかのような強引で性急な再開発や建築物の高層化が進められようとしています。そこで新区長の考え、そして今後の方針などについてお伺いいたします。

まず、区長の公式サイト重点政策に「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロの推進」とあります。区長もご存じのとおり、温室効果ガスの代表的なものはCO<sub>2</sub>です。CO<sub>2</sub>は、主に化石燃料、石炭、石油、天然ガス等を燃焼させると発生します。例えば、私たちの生活に不可欠な電気などのエネルギーを造るには大量の化石燃料が使われており、大量のCO<sub>2</sub>が排出されています。また、自動車に乗れば化石燃料であるガソリンを燃焼させるので、ここでもCO<sub>2</sub>が発生します。つまり、私たちの生活がエアコン、テレビ、冷蔵庫など、たくさんの電化製品に囲まれ、自動車で好きなところへいつでも行けるような便利なものになればなるほど地球上には大量のCO<sub>2</sub>が排出されることになり、地球温暖化を加速させているのです。また、エアコンや冷蔵庫に冷媒として使われているフロンや生ごみや水田などから出るメタンなども温暖化の原因となる温室効果ガスです。これら電化製品を使用するための電気をつくる時にたくさんのCO<sub>2</sub>が排出されます。自動車からの温室効果ガスの排出量は自動車の台数が増えれば増えるほど道路が渋滞すればするほど多くなります。また森林が減少したことによって森林からのCO<sub>2</sub>の吸収量が減少してしまったことも温室効果ガスが増え続けている原因です。

温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策、施策の1つに、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上があります。千代田区では、2007年に全国で初めてCO<sub>2</sub>の削減対策目標を掲げた地球温暖化対策条例を制定し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に積極的に取り組んできました。当該条例では、条例に掲げる理念の実現に向けて、経済と環境とが調和した二酸化炭素の排出が少ない社会を目指すとあります。製造の際の化学反応から鉄やコンクリートの製造に使うエネルギーからも大量のCO<sub>2</sub>が大気中に排出されるということもあり、またビルなどから排出されるCO<sub>2</sub>が問題になっていることもあるので、もちろん千代田区でも建築物など、平米単位の温室効果ガス排出削減を行っております。

確かに一見区内の床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量を削減している環境配慮型の建築物を建設していて、環境に優しいようにも見えます。しかし、建築物が高層化されればCO<sub>2</sub>総排出量は増加するのは当然であり、現在、建築物の高層化を推進するような動きを見せている区の実態と環境を重んじる新区長の考えとはかなりの隔りがあるのではないのでしょうか、お答えください。

また、区長招集挨拶でもあったように、脱炭素社会への転換を目指すとともに、気候変動の脅威から区民の皆様の生命や財産を守る取組を推進していく具体策として、業務部門からのCO<sub>2</sub>

排出量が全体の75%を占めることから、これからの大規模事業者などの高層ビル建設に制限をかけ、中央区のように思い切った容積率緩和の撤廃をしないかがどうか、お答えください、次に、再開発事業の手法についてお伺いします。

区は度々等価交換のような手法を用いています。それはデベロッパーなどの開発業者に区の土地に建物を建ててもらい代わりに区の土地を提供するという手法です。名称こそ交換と言っていますが、これは交換ではなく売却アンド購入です。区の土地を開発業者に売却し、その土地の価格に見合った部屋など、建物の一部分を買い取ることです。区の土地は区民の大事な財産です。開発費を支出しないで済むからといって区民の財産を売却していいのでしょうか。これに対して区の担当者は、不動産の価値が上がると説明しますが、土地は絶対的に存在し、恒久的なものです。それに比べて建物はいずれ建て替えなければならず、コストがかかります。建て替えの時期だけでなく管理費などの名目で業者に支払わなければならないものもあり、毎月毎月支出されていき、明らかな負担増です。そしてこの手法は、土地の売却ですから、一度使ってしまったら最後、二度と同じ場所では使えないのです。

この等価交換ですが、誰が区の土地の価値を鑑定し、誰が新たな建物の価値を鑑定するのでしょうか。それを全て開発業者が行っているとしたら、完全に開発業者の言いなりではないでしょうか。等価交換という手法には反対ですが、せめて区が独自に自分の土地と新たな建物の価値を鑑定すべきです。また不動産の価値が上がるとの説明ですが、その利益が還元されるのは売却したときであり、不動産を軽々に売却することのない区には全くいいことはありません。売却を前提にしているかのような発言は言っていることが民間の業者そのものです。自治体が言うことではありません。

さらに、まさかまちづくり担当者がそんなことは思っていないだろうとは思いますが、不動産の価値が上がれば賃料も高く取れるなどと考えていたら、まさしくど素人考えであります。不動産を営んでいる私の経験から申しますと、賃料は当該不動産の近隣との比較が大事であり、不動産の価値が上がったからといっておいそれと賃料を引き上げることはできません。それを不動産の価値が上がれば賃料も上がるというようなことは机上の空論であり、夢を思い描いていたのであれば直ちに改めるべきだと思います。千代田区の職員の皆さんは非常に優秀ですので、このような考えはないと思いますが、老婆心ながら述べさせていただきました。

次に、まちづくり施策のための方針である都市計画マスタープランについてです。この都市計画マスタープランの上位計画には「ちよだみらいプロジェクト～千代田区第3次基本計画2015～」があり、さらに上位には「千代田区第3次基本構想（2001年）」がありますが、定住人口の回復を重点目標として策定した「千代田区第3次基本構想」の2001年当時の人口約5万人とは異なり、今では6万7,000人に増加しております。にもかかわらず、まちづくり施策のための方針の上位計画がいまだに定住人口の回復を重点目標にしていたのでは、まちは高層化し、容積率緩和の方向に進んでしまうのもうなずけますが、今はそんな時代ではありません。区長も認識しているとおり、区内の小中学校は深刻な教室不足になっています。なのに区がやっていることはまだ住居を増やし子どもを増やす方向に向いています。これ以上教室が足りなくなっ

たらどう対処するつもりでしょうか。これは番町の日本テレビ通り周辺や、神田小川町三丁目西部南地区が該当すると思いますが、容積率を緩和し住居を増やせば当然子どもも増えます。千代田区はそもそも土地面積が狭く、公適配によって学校が潰され、新たに学校を建設する余裕はありません。であるならば、日本テレビ通りも神田小川町三丁目西部南地区も容積率緩和を見直すべきです。お答えください。

この質問は、先ほど牛尾議員が35人学級の教室の確保のことで質問いたしました。そのときに答弁で施設の改修、整備が必要だというお話がありました。でしたらまずは子どもを迎えられる体制を整えてから子どもたちが住めるような、そんな環境にすべきだと思います。

次に、高層ビルによってもたらされる風害などについてです。高層建築物には風害がつきものですが、突風によって転倒してけがをする方が多数いらっしゃいます。それについての検証方法ですが、風の強さの平均値を測っても検証をただけの既成事実すぎず、瞬間的に吹く最大風力を検証しなくては意味がありません。日本テレビの超高層ビル計画も神田小川町三丁目西部南地区も外神田一丁目の計画も、区はこのような検証をした上で高層化建築物の計画を立てているのでしょうか、お答えください。

日本テレビは民間業者ではありますが、超高層建築物を建てられるようなルールづくりをしてしまうのでは、区がその片棒をかついでいると言わざるを得ません。

また、前回の定例会で、日本テレビが計画している150メートルとも言われている超高層ビルの高層階の消火について、区内の消防署の所有するはしご車では40メートルの高さまでしか有効注水できないのにどうするのかとの再質問に対する答弁が、広い空地があれば横づけできるのでそこから消火できるというようなものだったと思いますが、横づけしようが密着しようが区内のはしご車では40メートルまでしか有効注水できないことについて再度答弁をお願いいたします。

次に、区長は招集挨拶で、私は地域に暮らす一人一人と顔が見える関係を築き、区民の皆様の貴重なご意見に耳を傾けながら、共に魅力あるまちをつくっていきたいと考えていますと述べました。ことに神田小川町三丁目西部南地区は地権者の方が反対の意思を示しています。その地権者の方々は再開発に支障のないよう街区の中であれば多少の移動をしても構わないと主張されております。賛成者だけで開発を進めることの検証をしたのでしょうか、お答えください。

日本テレビの超高層ビル計画及び日本テレビ通り容積率緩和も神田小川町三丁目西部南地区も外神田一丁目の計画も反対の方が多く、たくさんの陳情書や意見書が提出されておりますので、もっと丁寧に判断していただきたいと思っています。そして何より問題なのは区が開発側に大きく傾いていることです。本来は中立的な立場でなければならない区が開発業者側の意見と同じであり、業者と一緒に開発を推進していこうという姿勢なのが一部署の暴走と思われるのではないのでしょうか。

次の質問に入ります。

千代田区は猫殺処分ゼロを2011年から達成し続けております。これは全国的にも誇らしいことだと思っております。しかし、その陰にボランティアさんたちの涙ぐましい努力があり、日

夜奮闘されていることを忘れてはいけません。ただ、ボランティアさんたちは既に疲弊し切っております。これから猫殺処分ゼロを継続していくのもかなりの労力が必要です。では、区が今後この偉業を継続していくために何か方策はあるのかお答えください。

公式サイトにおいて「区民不在の政治に終止符を打ち、千代田の新時代をつくっていくため、千代田区長選挙に立候補いたしました」と述べている新区長の、区民に寄り添った判断を期待しております。そして前向きな答弁を期待して質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 岩田議員のご質問のうち、建築物の建設と脱炭素社会の実現に向けた取組との関係性についてお答えいたします。

脱炭素化に向けた動きが国際社会で加速する中、我が国では、これに加え積極的な地球温暖化対策により経済と環境の好循環をつくり出す旨を表明したところであります。本区におきましても、責任ある行動を強化する必要があり、現在及び将来の区民の豊かな暮らしを守るため、脱炭素社会の実現に向けて取組を加速してまいります。

多様な都市機能が集積する本区におきましては、土地の高度利用を図ることが求められますが、機能更新の際には、環境への配慮、まさに脱炭素の視点が欠かせません。このため、再開発に加えて建物の共同化、個別建て替え、リノベーションなど、様々な機会を捉えて省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利活用を図り、環境と経済の調和の取れた脱炭素社会の実現を目指してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 岩田議員のご質問のうち、猫殺処分ゼロについてお答えいたします。

本区では、千代田区内に生息する飼い主のいない猫が増えないよう、平成12年度から区民・在勤者を対象に猫を保護する協力ボランティアを募るとともに、去勢・不妊手術費用の一部助成を実施しております。事業発足の経緯としては、外で暮らす猫について、区民から排せつ物や臭い、鳴き声などの苦情が区に多く寄せられていたことから、飼い主のいない猫の減少に向けて取組を始めたところでした。そして飼い主のいない猫の増加防止の取組を展開してきた結果として、平成23年に千代田区内の猫が東京都動物愛護相談センターで取り扱われることがなくなったことを受け、猫殺処分ゼロを達成しました。その後もボランティア団体と連携・協力し、区内で保護された猫の譲渡会事業や入院預かり費用助成、交通事故、病気等の治療費助成など、様々な事業を展開した結果、猫の路上等での死体処理件数が事業開始当初と比較し10分の1になり、苦情件数も減少しています。地域の方、ボランティア団体のご協力、献身的な活動の成果として飼い主のいない猫が減少していると推測しております。

今後とも区は区内の猫の生息数の実態を把握するための生息調査を行いつつ、区民や協力ボランティア団体と連携して、飼い主のいない猫を増やさないよう取組を進め、結果として猫殺処分ゼ

口が継続するよう努めてまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

**○環境まちづくり部長（小川賢太郎君）** 岩田議員の区内の高層建築物に関するご質問のうち、建築物の高層化とCO<sub>2</sub>排出量の増加に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

建築物が高層化されれば総CO<sub>2</sub>排出量が増加するのは当然とのご指摘でございますが、建物からのCO<sub>2</sub>排出量は床面積の多寡だけではなく、その建物の環境性能や使われ方、使用するエネルギーの種類などの影響を大きく受けるものと考えております。例えば、既存の建物を環境性能が高い建物に建て替えた場合は、床面積が増えてもCO<sub>2</sub>排出量が減ることもあり、さらに発電の際にCO<sub>2</sub>を発生させない再生可能エネルギーを活用する場合には、床面積の多寡の問題は生じません。技術の進歩と環境負荷の少ないエネルギーの利用によってCO<sub>2</sub>を削減していくことは可能であり、こうした取組が経済と環境の調和した脱炭素社会の実現につながるものであると考えております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

**○まちづくり担当部長（加島津世志君）** 区内の高層建築物に関するご質問についてお答えいたします。

まず、容積率緩和の撤廃をしてはいかがかというご質問ですが、千代田区は我が国の経済、活力を牽引する東京の中心にあり、広域的都市計画の中で土地の高度利用が求められる地域に位置づけられております。それを受け、東京都の新しい都市づくりのための「都市開発諸制度活用方針」では、諸制度を活用し、地域の個性を際立たせ、様々な育成用地の指定や適切な容積緩和などにより、地域の課題を解決し、価値を向上させる政策誘導型の都市づくりを進めることとされております。

ここで重要なのは、容積率などの緩和と貢献のバランスを区がしっかりコントロールすることであると認識をしております。また、開発諸制度も脱炭素化や災害に対する強靱化、人優先のウォークアブルなまちづくりなど、アフターコロナも見据えて新たな課題に対応し日々進化をしております。いずれにしても、容積率などの緩和手法は、それ自体が目的ではなく、地域の課題解決と価値の向上、持続可能性を高めるための手段であり、今後とも適正に活用してまいります。

なお、中央区における令和元年の地区計画の変更では、定住人口の回復に伴い住宅の確保による容積緩和は廃止したものであり、生活利便施設、地域に必要な公益施設、広場などを整備する場合は容積率を緩和する内容になっております。

次に、日本テレビ通りも神田小川町三丁目西部南地区も容積率緩和を見直すべきとのご指摘ですが、日本テレビ通り沿道については、現在のところプロジェクトが検討されてはおりますが決まった計画があるわけではございません。

次に、日本テレビの超高層ビル計画も神田小川町三丁目西部南地区も外神田一丁目の計画も、区は風害などの検証をした上で高層化建築物の計画を立てているのでしょうかというご質問ですが、東京都の「再開発等促進区を定める地区計画運用基準」では、高層建築物を計画する場合は、当該区域の通風の確保や風害の防止など、風環境に十分配慮し、地域特性に応じた配置とすると

ともに、風洞実験、その他のシミュレーションなどにより、風環境の影響を予測し、その予防及び改善のための適切な措置を講じることとされており、事業者が検討した適切な措置について区が確認することになります。

次に、区内のはしご車では40メートルまでしか有効注水できないことについてのご質問ですが、高層の建築物ほど消防用設備などについて設置の基準が厳しくなっております。例えば、連結送水管は消防隊が初期消火活動を迅速に行い、大火災にならないようにするため設置される消防隊専用の消火設備であり、40メートル以上の建物であっても連結送水管を活用することにより消防隊が消火活動を有効に行うことができます。建築物における消防活動ははしご車だけで行うわけではございません。

最後に、神田小川町三丁目西部南地区の再開発に関するご質問についてお答えいたします。本地区では、平成20年に行われた近隣の明治大学及びアメリカのハーバード大学による合同研究を契機とし、地域主体のまちづくりの取組が開始され、およそ10年に及ぶ地域の議論を積み上げ、平成29年6月に都市計画法の規定に基づく都市計画提案が地区内地権者の約8割の同意を得て区に提出されました。この都市計画提案制度は、住民などがより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするための制度として創設されております。この運用に当たっては、制度の趣旨を十分に踏まえ、住民などからの発意を行政が積極的に受け止めていく必要があるとの認識でございます。3月2日の都市計画審議会で、この提案に基づく地区計画、高度利用地区、市街地再開発事業が審議され、案のとおり答申するご議決を頂きました。今後、答申に基づき都市計画決定の進め、機能更新を進めてまいります。

一方で、反対の意思を示されている地権者の方々に対して、引き続き丁寧な対応に努めるとともに、区も主体的に地権者間の相互調整に努めてまいります。

**○6番（岩田かずひと議員）** 再質問させていただきます。

まずはCO<sub>2</sub>の話ですね。高層でも総CO<sub>2</sub>が減ることもあるというふうな答弁でした。じゃあ100メートルを超えるような超高層でも、総CO<sub>2</sub>は減っているのでしょうか。お答えください。

容積率緩和の撤廃をしないかというところで、高度利用を求められていると。適切な容積率の緩和というようなワードが出ましたが、その適切な容積率の緩和というのはどういうことなんでしょうか、お答えください。

そして高層化は目的ではないというような発言は、委員会とかいろいろなところで出ますけども、でも結果的に高くなっていますよね。それについてどういうふうに思われているのかも教えてください。

次に、風害について、一応そういう基準があって、その基準にのっとって検査をしていますよということなんですけど、それは分かっているんですけど、そうではなくて、瞬間的に吹く風がすごい風で、その風にあおられて、倒れてけがをされるご婦人とか高齢の方とかがいらっしゃるわけですよ。でしたら、その基準だけではなく、千代田区独自にそういう瞬間最大風速を調べるとか、（ベルの音あり）そういうことはしないんですかという質問です。それについてもお願い

します。

最後に、火災について、40メートル級のものというか、40メートルまでしかはしご車は届かないので、有効注水はそれまでしかできないよというお話なんです。それ、連結送水管の話は私も知っています。ちゃんと消防庁にも消防署にも消防学校にも私は連絡をして、質問しています。中には確かにいろんな設備があって、消火しやすくなっているかもしれないけども、中に入って消火するのと外から消火できるのでは、中に入って消火するほうが格段に危険度が上がるということを言っています。だったら、そういう危険な建物を建てるようなルールをつくるべきじゃないんじゃないかなと、そういうことを言っていますので、答弁をお願いいたします。

以上です。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

高層で高さが100メートルを超えるような建築物でもCO<sub>2</sub>は増えることがないのかといったような趣旨かと存じます。先ほども答弁申し上げましたように、建物の中でどのような使われ方をするかとか、使用するエネルギーが何なのか、そうしたことによって、非常にCO<sub>2</sub>の排出量には影響が出るということでございまして、例えばということで先ほども申し上げましたけれども、CO<sub>2</sub>を発生させない再生可能エネルギー、また未利用エネルギーと申しまして、地下熱であったり、下水熱あるいは地下鉄が発生するような熱、そうした未利用の熱を使ったエネルギーを使った手法もございまして。そうしたものを駆使をしていけば、床面積がたとえ増えたとしてもCO<sub>2</sub>が増えることはないということでございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 再質問にお答えさせていただきます。

4点ございました。最初の2点は、容積率と建物の高層化、そういったところで一緒なのかなというふうに思っております。こちらに関しましては、先ほど申し上げたとおり、地域の課題解決と価値を向上させるまちづくりを進めていくために、容積率などの緩和と貢献のバランスなどを加味して建物の概要を決めているのでございまして、ただ単に高層化を目指しているということではございません。

3点目、瞬間最大風速ですか、なかなかちょっと難しい数値だというふうに思います。その調べ方がですね。台風のときの瞬間最大風速だとか、そういうことを言われているのか、建物が建った後に瞬間最大風速ということって、なかなか調べることがちょっと難しいのではないかなというふうには思っています。ただ、風については、なかなかやはりいろいろ検討していく必要があると私も考えております。個別案件になっていくと思うんですけども、事前事後でどういった検証が必要か、瞬間風速ということではなくて、風対策ということで検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

はしご車に関しましてです。これはもう、40メートルしか届かないということが決まっているというか、構造的にそういうものなんだなというふうに感じております。じゃあ建物を全て40メートル以下にするのかということではないというふうに思っております。今、岩田議員がい



るこの場所も40メートル近くなので、そこら辺にいらっしゃるお気持ちはどうなのかなというふうに思います。（発言する者あり）例えば岩田議員のところには火が出たら何をするかというと、ここの中にある消火器を持ってきて、まず消すというところなんです。それから、それ以上になったら、中にある消防隊が屋内消火栓で岩田さんのところの火を消すという形で、そういった形でいろいろ消防設備が整っていますので、安心してその場に座っていただければというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（小林たかや議員） 次に、2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番（岩佐りょう子議員） 第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、区有地を活用するために貸付けもしくは交換などをする場合の手続の透明性と公共性の確保についてお伺いします。

昨年の100条委員会において、日比谷エリアマネジメントに対する土地の長期無償貸付けに至る手続について調査されました。区有地を活用するためには、区有地等活用検討会、土地建物価格審査会、用地問題検討会、首脳会議を経て決定していく手続となっていたはずでした。しかしながら、100条委員会の調査で、それらの手続が庁内で確定、共有しているものではなく、財産の活用に関する重要な事項は首脳会議に付議し、意思形成過程の最終段階として確認をすることになっていたにもかかわらず、首脳会議を省略していたことが明らかになりました。現在は改善され、一連の手続は徹底されることとなったとのことですが、依然として区有地の貸付けについては、庁内の担当部署及び幹部職員のみが関わる手続となっています。本来、地方自治法第96条では、財産を無償で貸し付ける際には議決が必要であり、各自治体で条例に定めのあるケースときのみ議決が不要としています。本区においては、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条において、区の事務事業を補佐または代行するためなら無償でまたは時価よりも低い貸付料で貸し付けることができることを定めています。この条例を根拠に区は一般社団法人である日比谷エリアマネジメントの貸付けにおいては、地域の維持管理、観光協会に対する貸付けについては自主財源の確保をこの事務事業の用に供するためとして広く認めてきました。

しかし、公共的団体である社会福祉法人に対する貸付けについて、仙台市が包括外部監査を行ったとき、無償貸付けをする理由に合理性が認められないという指摘がされています。また、西宮市の場合でも、包括外部監査において、複数の土地について無償貸付けや減額貸付けを行っているが、監査を行った結果、有償を検討すべきとの指摘がなされています。すなわち無償貸付けを行う際に当たっては、第1次的には条例に規定された要件を満たすか否かを検討した上で、さらにそれを満たすとしても第2次的に合理性、妥当性があるのかを慎重に吟味することが不可欠との指摘がなされているのです。果たして現在の本区の土地活用の手続は、合理性、妥当性を吟味するのに十分なメンバーと手続になっているのでしょうか。

地方自治法が土地の譲渡や無償貸付けを議決要件としているのは、適正な対価によらない財産の譲渡等を行うことを無制限に許すとすると、多大な損失が生ずるおそれがあるのみならず、特定の者の利益のために自治体財政の運営がゆがめられるおそれがあるため、その必要性和妥当性

を議会において審議することにより、透明性、公共性を確保することとしたものです。

したがって、条例により議決案件ではないにしても、透明性と公共性の確保は手続により徹底されるべきと考えます。意思形成過程における都度の住民参加や、第三者、専門的知見による客観的な意見を手続に組み込むことが必要だと考えます。庁内だけでは完結させない土地活用手続について見解をお聞かせください。

また、有償の場合にのみ土地建物価格審査会を設置するという手続も見直すべきだと考えます。まずは土地建物価格審査会等において客観的な土地の価格を確認し、その上で有償貸付けにするのか無償貸付けにするのかを決定しなければ、団体支援という目的からしても合理性、妥当性が確保できないからです。活用する土地の評価について、賃料減額、もしくは無償貸付けする際は必ずすべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

さらに、土地の賃貸等は長期にわたることが多く、結果、受益者負担が適切にされないリスク、本区が本来得るべき収入を逸失しているリスクが必ず出てきます。一定規模の区有地の賃貸、無償貸付けについては、定期的に監査対象とし、土地の貸付料が適正に設定されているのか、また減免を実施する理由に合理性があるかどうかを検証してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

続いて、区有地を活用して再開発に区が参加する場合の手続についても伺います。

土地の活用という観点からは都市計画なども含め様々な手法があることは都心部である以上理解ができる部分もあります。しかしながら、再開発、都市計画として活用するにしても、区有財産である以上は一定の手続にのっとり透明性、公共性を確保すべきことは言うまでもありません。現在の手続ですと、都市計画に至るまでには、地権者が勉強会や検討会、準備組合など任意団体を形成し、区と協議を進めながら都市計画決定、組合設立という手続を取ることが一般的です。その過程において、任意団体の会議に区は地権者として出席することはなく、都市計画決定後、組合設立の際に初めて地権者として参加することになるため、住民代表である議会の意見も公式に申し述べるタイミングがないまま当該都市計画の骨組みが決まってしまうということが起きています。区が地権者として再開発に参加するか否かを定めるためには、特に区有施設の機能更新も再開発と同時に行うのであれば、区として当該施設の要求水準が満たされるような再開発になるのか、慎重かつ民主的な手続をもって検討するべきだと考えます。都市計画決定前に議会や地域住民の声を反映させるために、どのような工夫をなされているのか、ご説明ください。

さらに、区が単独で施設の機能更新を行うなら、従来の機能確保はもちろんのこと、さらなる利便性の確保や将来的な事業を見据えた機能更新をすることは当然であり、再開発への参加という手法を取るにしても、住民参加を経て決まった要求水準を満たした機能更新にしなければならないのではないのでしょうか。再開発による等価交換は、単に財産的価値の等価であるだけでは不十分であり、区有施設としてどれだけの機能のある施設になるのかを検討しなければなりません。再開発という手法を活用しながら、公共施設の更新をする場合でも、利用者の声を反映したより充実した機能更新をするために、現在どのような取組をなされているのでしょうか、ご説明ください。

特に、外神田一丁目計画において、区有施設である清掃事務所及び万世会館を機能更新する場合には、広さだけではなく、位置、機能、将来性等を誰がどのように検討し、共通認識とした上で任意団体と交渉しているのか、ご説明ください。その上で、連日稼働しなくてはならず、現地建て替えが難しい施設である以上、様々な手法を検討することが当然であるものの、区が地権者として、または住民利益を守るために、誰がどのような権限でその透明性、公共性を確保するのかお示してください。

続いて、「望まない孤独」対策についてお伺いします。

先日、日本においても孤独担当大臣が任命されることがニュースになりました。コロナ禍で望まない孤独を感じている人が増加し自殺者が増えているからです。

コロナウイルス流行以前から孤独は現代の公衆衛生上の最も大きな課題の1つとして孤独担当大臣を2017年から設置しているイギリスでは、孤独感と健康には密接に関係があるとし、つながりの少なさがイギリスの国家経済に与える経済的損失は4.9兆円だと試算しています。実際に孤独と健康との関係は疫学研究で明らかになっています。

孤独感にもつながる社会的つながりの少なさが死亡率に与える影響を調べた研究によると、喫煙、飲み過ぎ、太り過ぎ、運動不足よりも強い影響力があるという結果が出ており、孤独や孤立が死亡率をかなり引き上げることも分かっています。OECDの調査によると、社会的孤立に関する調査では、「仕事以外の日常生活において、友人や同僚など知り合いに会っているか」という質問に対して、日本は「めったにない」あるいは「全くない」と答えた人の割合が15.3%と世界でトップとなり、世界で一番国民が孤独を感じているというデータが出ています。ネットで「孤独」と検索すると、孤独を楽しむなどの記事も多く、人に頼らず孤独に生きることをよしとする風潮が日本人には強いと言われています。しかしながら、健康に害を及ぼす可能性が否定できず、果ては自殺にまでつながる望まない孤独に対してしっかりと区としても取り組む必要があるのではと考えます。

そこで、まず社会的つながりと健康についてしっかりと啓発し、日常的につながりの量と質を増やす区のコミュニティ支援事業を改めて紹介してはいかがでしょうか、見解を求めます。

その上で、区民が社会的つながりを持つための支援として活動支援を強化していくべきだと考えます。特にコロナ禍で多くのイベントや集まりが中止となり、従来あった地域コミュニティや趣味のサークルなども壊滅状態になっています。ワクチン接種後にしっかりとコミュニティ活動が再開できるよう、活動助成や場の提供、広報やITの補助など、コミュニティ回復の支援をしてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

さらに、コロナ禍においてメンタルケアが必要な人が増えているというのは実感するところです。相談体制の充実化は国も取り組むとのことですが、従来の区の相談体制は専門的な相談対象に絞って予約型、電話によるものがほとんどとなっています。電話による相談は、子どもや30代までの若者にはあまりなじみがなく、また自殺を思い立ちやすい深夜での相談体制もないことから、孤独へのセーフティーネットとしては不十分です。何となく困ったことをいつでもチャット等を利用して相談できる体制整備と周知を求めます。見解をお聞かせください。

また、ICT技術は孤独対策としてたくさんの可能性があり、活用はしていくべきですが、SNSなどにより疎外感を感じたり、高齢者や障害者など、情報弱者が利活用しにくいなどの問題が散見されます。併せて子どもたちの情報リテラシー教育と高齢者、障害者がデジタル孤独にならないようなケア、デジタル民生委員を設置してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

最後に、**九段中等教育学校の昼食について**お伺いします。

現在、九段中等教育学校後期課程には給食がなく、弁当持参が原則となっており、校内ではパンが買える自販機が各校舎に1台ずつ設置されているのみです。しかしながら、各家庭、多様な事情により弁当が持参できなかつたり、足りなかつたりする学生もいると聞きます。また、自習室を20時まで開放し、遅くまで勉強する生徒もいるところ、パンが売り切れになる日もあり、腹ペコの方もいるそうです。そこで自販機の拡充や弁当販売、特にコロナ禍で圧迫されている地域のお店と連携し、お昼時間のみ弁当を販売することや、一時的なカフェテリア設置などの、九段中等生のおなかをいっぱいにして、学校生活を思い切り楽しめるような選択肢を増やしてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

以上3点について前向きなご答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

**○区長（樋口高顕君）** 岩佐議員のご質問のうち、区有地活用手続の透明性などの確保に関するご質問にお答えします。

区民の貴重な財産である区有地、区有施設の利活用や運用に関しては、区民の目線に立ち、透明性や公益性の観点を重視しつつ、より効果的・効率的な活用を図っていくことが肝要と考えます。区有地等の活用手続につきましては、庁内の各会議体において区政課題を様々議論し、公益性の観点などを確認しながら活用が図られてきたものと認識しております。しかしながら、基本的には内部議論であるため、議員のご指摘を踏まえた専門的第三者の視点を加えることや、公開性を高めることなどで透明性や客観性をより強化する取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○教育担当部長（佐藤尚久君）** 岩佐議員の九段中等教育学校の昼食についてのご質問にお答えいたします。

九段中等教育学校の昼食に関しましては、平成21年度から29年度まで民間事業者によるパン、飲物の販売実績がございました。しかしながら、販売員の高齢化、安定した販売数量の確保が難しく、採算が取れないといった理由で撤退しております。また、平成27年度よりPAによる運営で飲食混合自販機を導入しております。具体的には、議員のご質問にあるとおり、九段校舎に飲料販売機1台、飲食混合販売機1台。富士見校舎に飲料販売機2台、飲食混合販売機1台を導入しております。現在はコンビニ事業者による商品供給でパン、おにぎり、ヨーグルト等の販売がされている状況です。何より議員ご指摘のとおり、家庭の事情などにより昼食等の持参がかなわない生徒もおりますので、その点を含め、今後、九段中等教育学校、特に後期課程の食事

について改善方法を検討してまいります。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 岩佐議員のご質問のうち、望まない孤独対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、失業や休業、休職等による就労環境の変化等で収入が大きく減少し、生活の不安定化や住居喪失等の危機的な状況に置かれ、また、地域のイベント等が中止となることなどが原因で社会とのつながりが途切れ、孤立した状況に陥ることで心身面に不調を来す方が少なくないと考えられます。こうした方が自殺に至るのを防ぐためには、精神保健の視点のみならず、本人の経済、生活面や人間関係等に係る視点を含めて、様々な分野の支援者や組織が密接に連携し、包括的な生きる支援を展開する必要があります。

区では、望まない孤独にさいなまれる区民に対して自殺予防に向けた普及啓発活動を行っております。また、希死念慮を抱える方に支援先を提供するゲートキーパーを養成しております。また、千代田区行政と各関係団体との地域連携に資する活動として自殺対策検討会議や包括支援ワーキンググループを定期的を開催しており、これらも様々な広報媒体を活用して孤独を感じる区民と社会とのつながりを強化する事業を進めているところです。

さらに、相談体制整備と周知に関してですが、現在、メンタル面で困っている区民に対し、インターネットを通じて相談できるサービスの提供を予定しており、ホームページ、広報紙で周知をしていく予定でございます。また、従来からのコミュニティの活性化の取組も新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな制約を受けております。そのため、本年度の「ちよだコミュニティラボライブ」はオンラインにより参加者の関心に応じて選べる分科会形式で実施することとしていますが、社会的つながりや健康についても分科会のテーマとして設定し、孤独にさいなまれる区民が少しでも地域とつながれるように努めています。

今後、ウィズコロナ、アフターコロナの社会における地域コミュニティの状況を把握し、実効的なコミュニティ支援対策ができるよう、コミュニティ活動助成等の支援策の改善を進める中で、議員ご提案のICT技術の活用などについても検討してまいります。いずれにいたしましても、子ども、高齢者、障害者等、従来の組織や制度のはざまにある課題に対応する方策について検討する必要があると認識しております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩佐議員の区有地を活用して再開発に区が参加する場合の手続についてのご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画決定前に議会や地域住民の声を反映させる工夫についてお答えいたします。

千代田区では、これまで地域住民の声を反映するため、地域で活動される様々な方々で構成されるまちづくり協議会や地区内地権者による勉強会などを設置し、その地域の特性や課題を洗い出し、まちの将来像を共有するための基本構想やガイドラインを策定するとともに、適宜議会にも情報提供を行いながらまちづくりを推進してきたとの認識でございます。

今後も基本構想に基づくまちの将来像を実現していくための地区計画や市街再開発事業といっ

た都市計画決定に当たっては、地域への丁寧な情報発信と意見聴取に努めてまいりたいと思います。

次に、利用者の声を反映したより充実した機能更新をするための取組についてですが、例えば、外神田一丁目地区では、都市計画手続における地権者に向けた地区計画勉強会において再開発事業の情報提供を行ってまいりました。区有施設の機能更新については、地域や地域以外の区民の方、利用者の方に向けた説明や意見交換を今後着実に行ってまいります。

最後に、任意団体である準備組合との交渉や住民利益を守るための権限、透明性、公共性の確保についてお答えいたします。

外神田一丁目地区における区有施設である千代田清掃事務所及び万世会館の機能更新に当たっては、各所管課とも連携を図りながら庁内の情報共有や意思形成に努めているところです。また、このような区の考え方を任意団体である再開発準備組合に伝え、計画への反映について検討を依頼しているところでございます。今後において再開発事業による区有施設の機能更新がある場合については、都市計画手続の前から説明会や区ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行うなど、広く区民や利用者の多様な意見をお聞きしながら検討してまいります。また、頂いた多様な意見に対しては区が責任を持って考え方をお示しし、説明責任を果たすことで透明性、公共性の確保に努めてまいります。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 岩佐議員の区有地活用手続の透明性などの確保に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

区有地や区有施設の活用手続につきましては、区有地等活用検討会、用地問題検討会、土地建物価格等審査会といった会議体で、その活用方法、貸付けや売却、購入に係る金額や貸付期間などについて審議しております。このうち土地の売却や購入、賃貸借などに係る金額については、専門的かつ客観的な知見が必要なことから、価格を審査する土地建物価格審査会において専門家の不動産鑑定士に入ってください議論をすることで客観性や妥当性を確認しているところでございます。一方、区有地等活用検討会や用地問題検討会は、議員ご指摘のとおり、庁内の職員で構成されております。一層の透明性や公益性の確保に向けて、ホームページでの公表や検討過程に専門家の第三者の視点を取り入れることなどの取組について検討をしてまいります。さらに、貸付けに際して、有償、無償を問わず、客観的な土地等の価格を把握することや、貸付け団体の経営状況などを十分検証した上で、どのような貸付け条件が適切なのか、判断できるような仕組みについても検討してまいります。また、貸付けに係る監査につきましては、例年実施している定期監査の範囲に含まれているものと認識しておりますが、ご指摘のような一定規模以上の貸付けにおける貸付料の妥当性や減免の合理性などを検証する手法についても研究してまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により、休憩します。

午後4時08分 休憩

午後4時19分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2021年第1回定例会におきまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、2月13日夜、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震により被害を受けた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

新型コロナウイルス感染症の第3波が到来し、再度緊急事態宣言が発出されました。千代田区においても、保健所長が動画で自粛と感染症予防のお願いのメッセージで区民に啓発を促しています。2月に入り、感染者数は減少傾向にありますが、まだ重傷者数は多く、医療の現場では緊迫した状況が続いていると報道されています。実施されるワクチン接種は医療従事者から始められ、国の報告では、高齢者への接種分の最終供給が6月末になるようですが、期待されるワクチン接種は具体的に千代田区民、優先される高齢者への接種はいつ開始されるのでしょうか。樋口区長招集挨拶にあった区民の命と健康と守る区民のための施策が期待されています。

災害対策についてお伺いします。

2020年第2回定例会で各避難所における感染症対策の備蓄品について質問しましたが、当初手に入りにくかった消毒液やサージカルマスクが各避難所に追加備蓄され、現在は一般的にも欠品することなく販売されています。2月13日の午後11時過ぎ、千代田区でも震度4の大きな揺れがあり、不安に思った方も多かったのではないかと思います。区内では避難所開設には至りませんでした。いま一度各ご家庭で災害時の避難行動について話し合い、定期的な災害備蓄品の確認が必要ではないかと思います。

今年度はコロナ禍で災害時の避難所設営の訓練ができず、各避難所における設営マニュアルの確認、見直しも行われなかったのは仕方ないと思います。今後、避難所の受付からスペース割、災害弱者、マイノリティへの配慮、感染症対策としてのスフィア基準、テントなどを利用したプライベートスペースの確保とともに、災害対策本部、避難所と在宅者との情報共有の方法も早急に検討しなければなりません。

そこで質問いたします。昨年災害訓練が中止となり、感染症対策を踏まえた避難所の設置運営について、今年度、災害時に運営を担う区民との意見交換や情報共有をどのように行ったのでしょうか。来年度の災害訓練の予定も併せて今後の見通しについてお答えください。

また、異常気象に伴う梅雨時、台風時期の豪雨災害、土砂災害も考慮した防災・災害対策と高層ビル・マンションの災害コミュニティについて区のお考えをお示してください。

次に、地震、水害、土砂災害などのハザードマップや防災対策総合ガイドが配付され様々な情報が提供されています。来年度ハザードマップを冊子化し、逃げ遅れを防ぐためにそれぞれの避難手順を書き込めるページもあると伺いました。この冊子の配付により、改めて各家庭で防災について話し合い、動きを確認するよい機会になるのではないかと思います。この冊子にハザードマップとタイムラインのページだけではなく、家族の勤務先や通学・通所の連絡先、医療情報、

災害ダイヤル171の利用方法、学校ごとで使われている連絡アプリの使い方、情報も書き込めるページの追加検討が必要ではないでしょうか。また、改めてライフラインが途切れたときの備蓄品の目安となる品目や量、ペット連れの避難についての注意点、ペット用の備蓄品などの情報も合わせた冊子にしてはいかがでしょうか。

そこで質問です。来年度作成予定のハザードマップの冊子にタイムラインの記載だけではなく、災害に備えるための情報と各家庭で必要に応じて医療情報なども記入できる防災ノートのような冊子を検討していただきたいと考えます。ハザードマップの冊子作成に当たり、区民の安心・安全のため、ニーズに合わせた使いやすい冊子にするため、区民の声をどのように集約して作成していくのでしょうか、冊子の内容検討、作成から配付のスケジュールについてお答えください。

次に、以前確認させていただきましたが、まだ進んでいなかった1階または地下に災害備蓄倉庫が設置されている避難所における浸水対策の進捗状況についてお伺いします。

洪水ハザードマップで浸水想定区域にある避難所のうち、アーツ千代田3331は備蓄倉庫が地下1階にあり、一部災害備蓄品を建物3階通路に設置したロッカーに移動したと伺いました。早速対応していただきましたが、移動した備蓄品は全て水でした。浸水して困る毛布や紙おむつ、粉ミルクや食料品、段ボールベッドなど、今すぐ全て移動するのは難しいとしても、優先する品目への配慮が必要だったのではないのでしょうか。

そこで質問です。ぬれると使用不可能になる備蓄品は、今後どの時期にどの場所に移すのでしょうか、お答えください。

アーツ千代田3331の備蓄品の一部を3階ロッカーに移動したことは確認させていただきましたが、荒川が氾濫したときに浸水が想定される地域にある備蓄倉庫、ほかの地域においても地下に備蓄倉庫がある避難所について、浸水対策がどの程度進んでいるか、進捗状況と今後の予定をお示しください。

次に、**地域福祉交通風ぐるま**についてお伺いします。

昨年8月に風ぐるまアンケートが実施されました。利用者の約4割が何らかの移動制限がある移動弱者で、今回の調査でも増便、反対周りの要望、遠回りである、行きまたは帰りの便がないなど、利用しづらい点が見えてきました。風ぐるまは福祉目的のバスです。移動弱者の支援のために増便、ルートの見直しを早急に進めていただきたいと思います。増便に当たり、単純に考えても1時間に1本のところ2本運行すれば倍の経費がかかることは承知していますが、車内広告や車体をラッピングバスにするなど、広告費としての収入をもっと進めてはいかがでしょうか。

(スクリーンを資料画面に切替え)

例として文京区のコミュニティバスの協賛企業募集の案内をご紹介します。5つの協賛コースがあり、バス停のネーミング、車内ポスター、車内アナウンスなど、コースによって様々な企業紹介が可能です。千代田区でももっと協賛企業を募集してはいかがでしょうか。(スクリーンの表示を元に戻す)

そこで質問です。地域福祉交通風ぐるまをさらに使いやすくするために、アンケート実施で見えてきた問題の解決をどのように協議し、具体的にどのような点がいつ頃までに改善できるのか、



お答えください。

次に、風ぐるまのアンケートの要望と重複しますが、風ぐるまの要望として多く伺うのはベンチの設置です。コロナ自粛により体力が落ち、高齢者の外出は体への負担が大きいと聞いています。1時間に1本のバスに乗るため、乗り遅れないように早めにバス停に行き、バスを持つ間腰かけられる場所が欲しいとの要望を伺っています。高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者が座って待つことができるベンチ、または椅子を早急に設置できるよう各道路管理者への働きかけを求めます。

そこで質問です。地域福祉交通風ぐるまのバス停にベンチまたは椅子の設置を求める区民の声を聞き、区議会でも会派要望が出されていますが、なぜ設置に時間がかかっているのでしょうか。要望が進まない設置のネックになっている理由をお答えください。

以上、区長、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。  
(拍手)

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 長谷川議員の災害時の地域コミュニティに関するご質問にお答えいたします。

千代田区は全域が地区内残留地区に指定されていることもあり、災害へのリスクは比較的低いと考えられる一方、近年の災害の激甚化などにより、引き続き防災に関する備えを進めていく必要があります。そして千代田区において、発災時に特に重視することは、区民以外にも在勤・在学の方などが多く存在し、全ての方が協力することでいかに減災に取り組むかであると考えます。そのために地域の防災力向上の観点から、特にマンション住民や企業を含む事業者と地域団体等との連携を重視し、その関係構築に引き続き取り組んでまいります。

また、議員がご指摘いただいている、またご懸念されている台風や大雨などによる風水害に対しましては、まさにこれから夏場に向けて備えていく必要がありますので、今後もしっかり取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 長谷川議員の地域福祉交通風ぐるまに関するご質問にお答えをいたします。

初めに、風ぐるまに関するアンケートから見えてきた問題点とその解決方法、解決時期についてです。今年度、風ぐるまの運行改善に向けた調査検討業務の一環として昨年8月にアンケート調査を実施したところです。今回のアンケート調査でも、増便、双方向の運行、運行時間の拡大が多くの方から求められております。現在、アンケート調査の結果から運行ルートごとに風ぐるまの利用者層の移動実態、利用の目的などを分析し、3つの要望に応えるための方策を検討しております。具体的には、ルート見直し、経費の増額と運行目的、効果とのバランスなどについて、今年度中に運行協議会で議論することとしております。風ぐるまの在り方、運行目的を明確にし、運行ルートや運行間隔の見直し、広告収入の確保策等も含めて、費用対効果の観点から議論を深

め、議会の皆様のご意見を踏まえて、令和3年度中には一定の結論を得たいと考えております。

次に、停留所のベンチの設置についてです。風ぐるま停留所のベンチについては、ここ数年で和泉橋出張所前の停留所をはじめ、神田錦町三丁目と麴町大通りの都バスとの共用停留所などに設置するなど、順次拡充しており、現在、全部で70か所の停留所のうち30か所に設置されています。一方、歩道の幅員が十分でないため、歩行者等の安全確保の観点からベンチの設置ができない事情があることをご理解いただきたいと思います。今後も道路管理者と協議の上、安全確保ができる場合には順次整備を進めてまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 長谷川議員のご質問のうち、災害対策について区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、今年度の避難所防災訓練につきましては、ご指摘のとおり、感染防止等の理由により全て中止となりましたが、避難所運営協議会につきましては2か所実施をし、それ以外の箇所につきましては、避難所における感染防止策の資料などを取りまとめ、出張所を通じての情報提供などに取り組んできたところがございます。また、来年度につきましては、感染防止のため、人数制限や内容の制約などが伴いますが、可能な限り実施できるよう検討を進めております。

次に、豪雨災害、土砂災害などの風水害に関する防災対策についてですが、こうした災害は事前予測が可能であり、事前の避難や注意喚起を強く呼びかけるなど、早めの避難行動につながる情報発信に取り組んでおります。また、高層ビル・マンション等の防災対策に関しましては、各事業所やマンション個々を単位として防災に関する支援に取り組んでございます。こうした個々の支援とともに、地域全体の防災力向上の観点から地区防災計画策定の支援に取り組んでおり、その中で地域におけるマンション住民や事業者、町会等との関係構築を図るなど、発災時に地域として協力できるコミュニティづくりに努めてまいります。

次に、防災情報に関する冊子についてのご提案でございます。防災に関する情報は分かりやすくお示しすることが最も重要であると考えております。その観点から、来年度これまでの洪水、土砂災害に加え、新たに高潮のハザードマップを一体とした冊子化に取り組むものでございます。この冊子につきましては水害に関する様々な被害想定と避難行動を分かりやすくお示しするため、できるだけシンプルにするとともに、ご自分の避難手順を書き込めるタイムラインのページを設けるなど、風水害から命を守るという趣旨で作成をいたします。議員ご指摘の防災ノートのような書き込み式冊子も重要なツールと考えており、既に防災対策総合ガイドにおいても一部書き込める部分がございますが、今後の改定時などにより充実させることなどを含めて検討してまいります。

なお、ハザードマップ冊子化のスケジュールにつきましては、秋口の台風シーズンまでに作成及び全戸への配付を予定しております。こうした冊子に関するご意見などにつきましては、引き続き防災訓練などの機会を通じて区民の皆様の声をお伺いするなど努めてまいります。

次に、避難所の備蓄物資の上階への移設についてでございます。まず、具体的に取組を進めたアーツ千代田3331避難所につきましては、既に移設場所に棚を設置し、ミネラルウォーター

を移設したものでございます。なお、移設スペースには限りがあるため、全ての物資を移設することはできませんが、食料やすぐに必要となるものから早期に実施に取り組んでいるところでございます。また、他の浸水想定区域内の避難所につきましては、現在コロナ禍の状況もあり、お時間を頂いているところでございますが、引き続き取り組んでまいります。なお、浸水想定区域内の避難行動の基本は区域外への水平避難ということもございまして、適切な避難行動につきましても併せて周知をしてまいります。

○3番（長谷川みえこ議員） 3番長谷川みえこ、再質問をさせていただきます。

豪雨災害についてはある程度予測できるものですが、基本的に水かさが上がらないように川のしゅんせつなど行っていくべきではないかなと考えますが、今後、国とか管理者への働きかけが必要だと考えております。国との連携についてお答えください。

あと、備蓄品についてです。浸水については、水が出たときに水平避難でとの理解はしておりますけれども、高齢者は動けなくて、実際には、もう動けないから私は2階にいるとかいう声を聞いております。備蓄品が浸水してもいいということではなく、水が引いてからのライフライン復旧までに時間がかかり、そこで備蓄品が必要になると考えます。やっぱり早めに備蓄品を移動しておくことが大切だと思いますので、ぜひとも早めの移動を検討願いたいと思います。

風ぐるまのバス停のベンチについてです。また、その道路の幅員について、難しいところがあるかとは思いますが、比較的歩道の幅が広いと思われるアーツ千代田3331、日大の病院前など、そういうところはまず置けるのではないかなと考えます。具体的にどこに置けるとかどこに置けないかということが分かれば、皆さんそういう順番にやってくださるということが分かるのかなと思います。特に、ここには置けないというところが分かりましたら、具体的にお示しいただけるとありがたいです。

あと、引き続き保健所の前にバス停がありますが、そのところは施設のところに椅子を出してあります。例えば万世橋出張所のところに椅子を出していただけるのか。またワテラス前であったり、神田公園出張所前など、前にホテルとか店舗があったりするところに椅子を置いていただくご協力をお願いできるのかどうかについてもお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 長谷川議員の風ぐるまの停留所のベンチについての再質問にお答えをいたします。

大変申し訳ないんですが、今この場で個別の停留所ごとの情報というのはちょっとお答えしかねるんですが、基本的に私どもベンチが置けるところは全て置けるような努力をしておりますが、先ほども申し上げましたとおり、幅員の問題だけではなく、様々な要因で道路管理者との調整に時間を要したり、現実的には置けないというところもございまして。それと、先ほど申しましたけれども、今、風ぐるまについては全般的な見直し、これによってルートの変更等も想定してございますので、そのようなことを、ルートの変更を優先するのか、ベンチが置けるところをルートに引くのか、そのあたりも含めて皆様のご議論を頂きたいというふうに思っております。あと、

もう1つ、停留所の近くにある公共施設や、また個店でもベンチを置くことについてご協力を頂けると、道路に置くのではなくて、その敷地内に置いても構わないと、そういうようなお申し出があるところについては、私どもも積極的に対応していきたいというふうに考えてございます。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

まず、河川の氾濫対策のしゅんせつ等についてでございます。基本的に、河川管理につきましては東京都建設局の所管というようなこともございます。基本的な考え方として、河川の部分部分ではなくて、流域全体を管理する中で、計画的にそういった対策は取られているということでございます。とはいえということで、可能なところから、都との協議というか調整ということについては試みたいと思っております。

次に、備蓄の関係でございます。先ほど、私、避難行動の基本で水平避難ということは申し上げたんですけど、あくまでそれは避難行動ということでございます。一方で、備蓄が、だから浸水していいという話では当然ございませんので、その取組についてはちょっとお時間を頂いているところではございますけれども、引き続き取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、24番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○24番（桜井ただし議員） 質問に入る前に、令和3年2月13日に起きました福島県沖を震源とする地震により被災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興がかなうよう、心からお祈りを申し上げたいと思います。

それでは、令和3年第1回定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

初めに、ワクチン接種とサポート体制について質問します。

コロナ禍でのこの1年間を振り返ると、コロナウイルス感染症が発症されて以来、保健所の皆さん、医療従事者の皆さん、そして全ての関係者の皆さんには区民の安全・安心のため、大変なご尽力を頂いていますことに改めて心より感謝を申し上げたいと思います。そして、昨年、私はコロナ対策に伴い保健所の機能の拡充をすべきだとし、スタッフの増員と就労スペースの拡大を図ることを第一に指摘してきました。今回は、国から示される情報にはまだまだ不確実なものもありますが、現時点での区のお考えについてお答えを頂きたいと思います。

さて、コロナウイルスは、令和2年1月14日神奈川県内の医療機関から報告された事例が日本国内では第1例となるものでした。あれから13か月、2回の緊急事態宣言が発令され、現在は第3波の中、陽性者の発生数は減少しつつありますが、国は首都圏における非常事態宣言を2週間ほど延長する考えを明らかにしました。陽性者数の減少には、特に飲食店への時短要請に対して、ぎりぎりの営業と生活を強いられている方々のご協力があってこの数値につながっていることに、心から感謝をしたいと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

そして、コロナウイルス感染症の予防の切り札とされているワクチン接種が、2月17日、やっと、全国で100か所の国立病院ほか医療従事者に先行して行われました。国は、ワクチン接

種の順番を具体的に示し、自治体はその準備に追われることになりました。やっとワクチンを打ってもらえるようになりそうだ。いや、まだまだだよ。これは先週区内の診療所にいらしたお年寄りの会話でした。区民にとっては本当に接種してもらえるのかとの不安や、接種しても大丈夫なのかとの健康上の心配を持たれてテレビの情報だけを頼りにひたすら行政からの連絡を待っています。（スクリーンの表示を元に戻す）

行政からの情報提供は区民の心配を払拭する上でとても重要です。今までに経験したことのないこのような大規模なワクチン接種をスムーズに行うには、行政からの区民へのきめ細やかな情報提供が必要なのです。区のお考えをお聞かせください。また、メールなどに頼れない高齢者に対しても分かりやすく説明できる方法もお示しください。

一方、国は4月12日から高齢者へのワクチン接種を限定的に行い、26日の週からは全ての自治体に行き渡る数量のワクチン配送をしたいとする考えを明らかにしました。そのような中、千代田区では集団接種に個別接種を組み合わせる計画と報告されています。既に委員会では集団接種は区役所と万世橋区民館を利用して行うとされていますが、人口の多い地域での接種も混乱を避けるために行う必要があると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

豊島区方式のように、接種を巡回して行う方法は、高齢者施設や区民の皆様が日頃から集まりやすい場所に出向いて接種でき、足腰の悪い高齢者や障害を持たれる方にも負担が少なく済みます。このような方法を加えることもより効率的にできるのではないのでしょうか。そのほか、千代田区の特長として本区には多くの病院があります。接種後の症状を確認することを考えると有力な会場となります。ご協力のお願いをされてはいかがでしょうか。また、集団接種会場で密閉、密集、密接を避けながらも効率的に接種を行うには一定の広さが求められます。一定期間しかも一定の広さを確保できる場所は区内でも限られています。民有地の中で場所の提供を頂けるところがあるのであれば、検討することも有力な手段につながると思います。お答えください。

接種を受けられる場所は原則住民票を登録してある市町村としています。DV、家庭内暴力の被害を受けて住民票を移していない人や高齢者施設に入所をしている方で住所を移されていない方など、特例についても申請をすれば接種ができるのでしょうか。

そこでお尋ねします。全ての区民に負担が少なくスムーズにワクチン接種ができるためにはどのような方法をお考えなののでしょうか、現時点でのお考えをお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは集団接種での流れを書かれたものです。自分の接種時期、接種場所はどのように知らされるのでしょうか。本人確認は具体的にどのようなものをお考えなののでしょうか。事前に行われた川崎市での大規模な接種訓練でも、問診票の記入には時間がかかったと報告されています。特に高齢者や障害者の中には自分では判断できないこともあり、問診票の記入などのサポートをどのように行っていくのか、お示しください。（スクリーンの表示を元に戻す）

他国等の関係で当初の計画どおりにワクチンが入らないとのテレビ報道がなされています。当初3週間後の再接種を行う予定と聞かされてきましたが、このような状況の中、今後のスケジュー

ールを立てることは大変難しいことと思います。区民への接種が長引けば対応するスタッフの増員も考えなければなりません。接種をする医師、看護師の確保も大切になります。現時点で分かる範囲内でお答えください。区民への正確な情報提供と国や東京都との連携、サポート体制はどのようなになっているのか、お答えいただきたいと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、国は高齢者に続き基礎疾患を有する方の範囲としてこれらを挙げています。その中で、基礎疾患を有する方は自己申告になるとされていますが、どのような方法で申請し、誰が証明するのでしょうか、具体的にお示しいただきたいと思います。（スクリーンの表示を元に戻す）

国は、接種には本人が希望していることに限られるため、希望しているかどうかの確認が難しい高齢者や障害者の方については、家族や医師、ドクターの協力を受けて医師判断の確認をしよう求めています。また、既往症を持つ人の中には接種による様態悪化を心配する人も少なくありません。接種に対して副反応だけでなく、接種することの不安が引き金になってめまいや過呼吸などの症状が出ることのあるほか、周りの人にも広がるおそれがあると報告されています。先行して接種された医療従事者でさえ、じんま疹や寒気、手足が上がらないなどの副反応が報告されています。高齢者や基礎疾患を持たれる方ではなおさら心配があります。慎重な接種と相談体制の強化が求められます。接種前、接種後の不安について、相談できる体制づくりを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。そして接種に対する不安を払拭するためにも、正確で適時適切な情報提供を国、都、区が連携して行えるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、**コロナ禍の中での災害対策について**質問します。

災害は忘れた頃にやってくるといいます。東日本大震災から10年を迎えようとする今、私たちに求められるものは何なのでしょう。冒頭にも触れましたが、2月13日に福島県沖を震源地とするマグニチュード7.3の地震が発生し、震度6強の揺れを観測しました。幸いにも津波はありませんでしたが、千代田区においても震度4を記録しました。地震や水害などの自然災害に対する備えについては、行政も区民も何度も何度も繰り返し訓練を行ってきましたが、コロナ禍の昨年1年間は感染防止の上から避難所訓練はできずに終わっています。しかし、私たちは常に区民のとうとい命、貴重な財産を守るためにでき得る限りのことをしなければなりません。専門家が言われている今回の地震が平成23年3月11日に起きた東日本大震災の余震とするならば、なおさら備えを徹底することが肝要です。区民に対する注意喚起は大変重要です。東日本大震災から10年を迎えようとする今、区長の災害に対するお考えをお聞かせください。

私は、今までの質問の中で、災害時における区民への情報伝達は大変重要だと述べてきました。その中でも防災行政無線はなじみが深い反面、聞き取りにくく、午後5時の時報と「夕焼け小焼け」としてしか理解されない方もとても多いと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは昨年の予算概要173ページ「区からの災害情報伝達手段はどのように変わりますか」の記述です。情報伝達手段を強化するというものです。

さて、ここで伺います。ここに挙げられています安全・安心メール、緊急速報メール、ツイッターとフェイスブック、防災ラジオ、防災行政無線ですが、災害で昨年1年間で使われたことがあるのでしょうか、お答えください。（スクリーンの表示を元に戻す）

昨年の予算書にあるように、防災行政無線を補完するものとして、防災ラジオが避難所行動要支援者に配られました。私の父のところにもこの防災ラジオが届きました。災害用ラジオは、震度5弱以上で発信されますが、今回、千代田区で観測された震度4では発信しなかったとされています。私は、今までに何度も災害時の適時適切な情報提供は最も必要で大切なものと述べてきました。災害時に行政が区民に情報提供できるものは災害発生の有無、注意喚起と身の安全、安心できる情報提供です。今回の地震、久しぶりで多くの方が驚かれたと思います。幸いにも電気、ガス、水道といったインフラには被害はなく、建物などの損傷もほとんどなかったため、区民には大きな被害もなく終わりました。

私は、災害用ラジオを行政が区民に提供する情報手段としてもっと活用すべきだと思っています。

そこで伺います。震度5弱以上でないと発信されないことは利用者に案内されているのでしょうか。多くの方はなぜ鳴らなかったんだろうと疑問に思っていることと思います。ラジオが送られてきた箱の中には、ラジオを聞くための説明書はありましたが、震度5弱以上でないと機能しないことは書いてありませんでした。区長は招集挨拶の中で、さきの地震も含め、首都直下地震に備えたコロナ禍における避難所運営体制の改善、情報伝達の仕組みを改善すると述べられています。いかに早く正確で適切な情報をデジタル弱者にも同様に伝えることが必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

情報提供によって安心が生まれ、安全な行動が生まれます。今回の地震の後に「ただいまの地震は震度4でした。現時点で火災、倒壊などの被害は報告されていません。外に出られるときは念のため落下物などにご注意ください」などと職員の生の声で防災行政無線や防災ラジオから流れてきたら高齢者の皆さんはさぞかし安心すると思います。災害用ラジオがたんすにしまわれる前にぜひご検討ください。

最後に、コロナ禍における避難所の感染対策について質問をいたします。

災害によって多くの区民が避難をする避難所が3密状態によって感染拡大することが心配されています。入室時の手洗い、手指の消毒や換気、3密にならないための配置などが求められる中で、避難所のスペースを確保することができるのが求められています。たとえ新型コロナウイルス感染症の軽度の方であっても一般の方と同室に避難することはできないことを考えると、専用スペースをつくるなど、措置を考えなければなりません。もちろん医師との連携も必要になりますし、緊急な対応が求められる場合もあります。このようなことを考えると、現在予定されている避難所ではスペース的にも足りなくなることが考えられます。

そこで質問をいたします。コロナ禍における避難所の感染対策について、区はどのようにお考えなのか、お答えを頂きたいと思います。

以上、2点について質問をいたしました。区長並びに関係理事者の明快なご答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 桜井議員の災害対策に関するご質問についてお答えいたします。

3月11日は、東日本大震災から10年目という大きな節目に当たります。この千代田区においては2名の方が亡くなられ、また区内では多くの帰宅困難者が発生し、本庁舎をはじめ区内各施設を開放し、その対応に当たりました。本区では、それ以前から発災時の帰宅困難者対策を進めていたところでしたが、この震災を契機に、それまでの安全に帰宅することから施設内に待機させる一斉帰宅の抑制へと大きく転換されました。それを受けて区内の企業など、帰宅困難者対策への関心が高まり、受入れ施設や団体数も大きく伸びたという経緯もございます。桜井議員は震災を契機に設置された災害対策特別委員会の委員長も務められ、ご尽力されたと同っております。こうした経緯については、私よりもお詳しいかと存じます。

改めて本区における防災の理念は、自助、協助、公助であります。この最後の公助の中でも特に区として担わなければならないことがご指摘のとおりタイムリーで正確な情報の発信であり、私も今、今回のこの地震においては議員のお考え、お感じになったこと全く同感であります。そのことにより区内の誰もが適切な避難行動と安全の確保ができるものと考えます。デジタル弱者も包摂したこうした取組を進めることにより、誰一人取り残されることのない災害対策を目指してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

**○地域保健担当部長（原田美江子君）** 桜井議員のご質問のうち、ワクチン接種とサポート体制についてお答えいたします。

まず、接種会場などに関しましては、区有施設の区役所本庁舎1階区民ホール、万世橋区民館、岩本町ほほえみプラザ、いきいきプラザ一番町及び協力病院において集団接種を行い、高齢者施設等の入所者に対して巡回接種チームを編成し、各施設で接種を実施するとともに、今後も区内の医師会や医療機関と協力し、診療所等の接種会場の設置を調整してまいります。

また、集団接種会場では換気を徹底し、一度に大勢の方が来場し密な状態になることを避けるため、事前予約制を徹底して、安全で効率的に接種を実施する体制を構築してまいります。なお、できるだけ身近な場所での接種が望ましいことはご指摘のとおりです。ワクチンの種類や取扱い方法を勘案して、かかりつけ医等で接種できる状況も想定されることから、現時点で民有地を活用して接種会場を確保することは考えておりません。

また、住民票所在地以外での接種に関しましては、病院の入院や高齢者施設等への入所、またはDVなどの被害者、出産のための里帰りをしている妊産婦など、やむを得ない理由により住民票所在地以外において接種する場合には、定められた所在地外接種届けなどの手続を行うことで接種を受けることができます。

次に、集団接種の流れについてのご質問にお答えします。

まず、優先順位に基づき接種券とともに接種に関する案内チラシを同封し発送いたします。最初に接種対象となる高齢者の中には、きめ細やかな配慮が必要となる方も少なくないため、高齢者あんしんセンターやかがやきプラザ相談センターなどと連携し、丁寧な周知活動及び説明が必要であると考えております。また、接種に当たり、会場での本人確認が必要です。接種券及び予



診票に記載された指名等を運転免許証や健康保険証等で確認し、受付後には予診票の記入方法などの事前説明を事務従事者が行う予定でございます。予診や接種を行うワクチン接種に欠かせない医療従事者につきましては、区内医師会の協力を得ながら確保してまいります。

次に、国や東京都との連携、サポート体制についてです。このたびのワクチン接種は予防接種法に基づく臨時接種であり、国の指示の下、東京都の協力により区が実施主体となって行うものであります。国はワクチンの供給や健康被害救済に関わる認定、科学的知見の情報提供などを行い、都は地域でのワクチン調整や専門的相談対応などを行うこととされ、それぞれが連携してワクチン接種体制を構築することとなっております。

次に、区民への正確な情報提供につきましては、広報やホームページなど、あらゆる情報伝達を用い、ワクチンについての副反応などのリスクや発症予防の効果、予防接種健康被害救済制度などの正確な情報を十分に周知し、接種の判断に役立てていただきたいと考えております。また、接種会場などにおいても事前説明や接種後の注意事項など、丁寧な情報提供に心がけていきたいと考えております。

次に、慢性の呼吸器の病気や慢性の心臓病など、国で定める基礎疾患のある方の確認については、基本的には自己申告となっており、現時点において通院・入院の証明となる必要書類などは決まっておりません。

次に、接種前、接種後の不安の相談に関しましてですが、区では、体調など接種に不安のある方は接種を受ける前にかかりつけ医等にご自身の健康状態や既往歴等をご相談いただくことをお勧めしております。そして接種会場での接種直後の状態観察のための待機を、医療従事者の下、行っていただきます。また、ワクチン接種に伴う副反応や健康被害救済などに関する各相談に対して相談窓口やコールセンターを開設しており、国や都と連携し、接種に対する区民の不安を払拭する相談体制を確保してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 桜井議員の災害対策に関するご質問について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、令和2年4月から今年2月までの約1年間における災害に関する情報発信の状況でございます。東京地方全体の注意報なども含めて発信する安全・安心メールは308件でしたが、それ以外の緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、防災行政無線につきましては、千代田区での警報の発表がなかったこともありましてゼロ件でございました。なお、防災ラジオにつきましては、今年の2月からの配付となり、実績はございませんでした。

デジタル弱者の方への情報伝達についてでございます。この防災ラジオにつきましては、防災行政無線の警報や震度5以上の地震など、災害のおそれがある情報と連動するというところでご指摘のとおりでございます。この注記については不足をしていたというふうに認識をしております。今回の防災ラジオの配付は災害時により早く避難行動を開始していただく必要のある避難行動要支援者の世帯へお配りしたもので、一般的にデジタル機器等に不慣れと考えられる高齢者の方などが多く含まれていると考えられます。そのため、2月13日の地震のように、避難行動が

必要のない場合の情報発信や通常時の受信状態の確認などのため、防災ラジオ等のみを対象とする試験的な放送の実施なども検討してまいりたいと思います。

次に、コロナ禍の避難所対策でございますが、既に感染防止用の備蓄としてマスクや消毒液、体温計のほか、避難所開設時の運営に必要な物資の配置を行ったところでございます。また、避難所運営の感染対策につきましても、マニュアルを作成し、適切に運営できるよう備えているところでございます。一方で、感染リスクを完全になくすことは困難でございますので、避難という文字を見ますと難を避けるということになってございます。自宅での安全確保が可能な場合には避難所に行く必要はございませんので、区民の皆様には、改めて在宅避難であるとか、縁故避難の検討をしていただくよう日頃からの周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小林たかや議員） 以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第7を一括して議題にします。



議案第7号 公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 千代田区公共料金支払基金条例

議案第9号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第15号 千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更について

議案第17号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 千代田区長の給与の特例に関する条例

(企画総務委員会審査付託)

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第7号、公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法に規定する法人、地方税共同機構に職員を派遣するため、同法人を職員を派遣できる団体として新たに追加するものでございます。

本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第8号、千代田区公共料金支払基金条例でございます。

電気、ガス、水道等の公共料金の支払い事務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法の規定に基づき基金を設置するものでございます。

本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第9号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例でございます。

食品衛生法の一部改正及び東京都の食品製造業等取締条例の廃止により、営業許可業種の再編が行われたこと、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定により、輸出証明書の発行等に関する事務が生じたこと並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物のうち非住宅部分等に係るエネルギー消費性能適合性の判定等に関する申請の面積区分が細分化されたこと等に伴い、手数料に関する規定を整備するものでございます。

営業許可業種の再編に係る手数料に関しましては本年6月1日から、その他の手数料に関しましては本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第15号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第17号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事する職員の適切な処遇を確保するため、特殊勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、支給額を引き上げるものでございます。

公布の日から施行し、本年1月8日以降、当該業務に従事した職員に適用をいたします。

次に、議案第18号、千代田区長の給与の特例に関する条例でございます。

区長就任の日から令和4年2月28日までの間における区長の給与の額を約2割減額するため条例を制定するものでございます。

本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第16号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更についてでございます。

平成29年第3回区議会定例会においてご議決を頂きました東郷元帥記念公園改修工事請負契約につきまして、基準値を超える鉛を含む汚染土壌の処理にかかる経費、工事の一時中止期間中における現場維持に要する経費及び地域住民からの要望等による工事内容の変更に伴う経費の増

のため、契約変更するものでございます。

変更前の契約金額7億1,325万9,480円から約50.6%増加し、10億7,441万4,780円となっております。

以上、7議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいま説明がありました議案第7号及び第17号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第8を議題にします。



議案第10号 千代田区消費生活センター条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第10号、千代田区消費生活センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

千代田区消費生活センターの移転に伴い、その位置を改めるものでございます。

規則で定める日から施行をいたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、地域文教委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第9から第12を一括して議題にします。



議案第11号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（保健福祉委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いいたします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第11号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

国民健康保険事業の安定的運営のため、保険料率及び賦課割合を改定するとともに、保険料均等割額の減額措置の規定を改めるほか、新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定等を整備するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第12号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの3年間における第1号被保険者の介護保険料を定めるとともに、平成30年度税制改正に伴い、第1号被保険者に係る合計所得金額の計算方法を改めるほか、新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定等を整備するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第13号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症対策の強化、虐待防止の推進及びICTの活用等に関する基準を新たに条例に定めるものでございます。

本年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第14号、千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者として必要な要件を緩和するとともに、感染症対策の強化、虐待防止の推進及びICTの活用等に関する基準を新たに条例に定めるものでございます。一部の基準改正を除き、本年4月1日から施行いたします。

以上、4議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも保健福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第13から第18を一括して議題にします。



- 議案第1号 令和2年度千代田区一般会計補正予算第5号
- 議案第2号 令和3年度千代田区一般会計予算
- 議案第3号 令和3年度千代田区国民健康保険事業会計予算
- 議案第4号 令和3年度千代田区介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和3年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第6号 令和3年度千代田区一般会計補正予算第1号

(予算特別委員会審査付託)

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 予算案件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度千代田区一般会計補正予算第5号でございます。

補正前の額、829億9,721万3,000円に、61億4,969万5,000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、基金積立金の追加及び（仮称）千代田区特別支援給付金に係る事務費の減額でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、891億4,690万8,000円となっております。

また、（仮称）四番町公共施設整備、公衆トイレのリフレッシュ、電線類地中化の推進、くっさく道路の復旧工事、公園・児童遊園の整備、錦華公園の整備、旧和泉町ポンプ所跡地の購入につきまして、繰越明許費を定めてございます。

続いて、債務負担行為の補正といたしまして、保育所用地の整備に係る令和3年度までの限度額1億1,341万5,000円の債務負担行為を追加いたします。

次に、新年度予算5件でございます。

まず、議案第2号、令和3年度千代田区一般会計予算でございます。

総額は、627億7,876万円で、前年度当初予算に比べまして、2.9%、18億4,700万7,000円の減額となっております。

次に、議案第3号、令和3年度千代田区国民健康保険事業会計予算でございます。

総額は、58億3,082万4,000円で、前年度当初予算に比べまして、1.8%、1億519万円の増額となっております。

次に、議案第4号、令和3年度千代田区介護保険特別会計予算でございます。

総額は、47億9,335万1,000円で、前年度当初予算に比べまして、11.0%、4億7,622万7,000円の増額となっております。

次に、議案第5号、令和3年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算でございます。

総額は、18億9,699万4,000円で、前年度当初予算に比べまして、2.1%、3,843万6,000円の増額となっております。

次に、議案第6号、令和3年度千代田区一般会計補正予算第1号でございます。

補正前の額、627億7,876万円に、11億7,293万1,000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、PCR検査助成及び新型コロナウイルスワクチン接種対策の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、639億5,169万1,000円となっております。

以上、6議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○8番（うがい友義議員） ただいまの議案は、全議員で構成する予算特別委員会を設置して、審議を付託することを……



○議長（小林たかや議員） 審査。

○8番（うがい友義議員） 提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） うがい友義議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例5条の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩します。

午後5時27分休憩

午後5時36分再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算特別委員会で、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、内田直之議員、副委員長、桜井ただし議員、永田壮一議員、嶋崎秀彦議員が選任されました。

日程第19を議題にします。



報告第1号 令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

○議長（小林たかや議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号、令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算不認定に係る措置についてでございます。

令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じましたので、地方自治法の規定に基づき、ご報告するものでございます。

以上、ご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林たかや議員） 日程第20を議題にします。



請願31-2 辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書

○議長（小林たかや議員） 桜井ただし企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について、報告をお願いいたします。

〔桜井ただし議員登壇〕

○24番（桜井ただし議員） 企画総務委員会に審査を付託された、請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書の審査経過及び結果について報告いたします。

当委員会では、令和元年6月27日、10月18日、12月9日、令和2年3月10日、6月22日、10月9日、11月24日及び12月25日の計8回にわたり、本件請願審査を行ってきました。

本件請願の内容は、①辺野古新基地工事を直ちに中止し、普天間基地の運用停止手続を進めること。②辺野古新基地工事について政府は情報を積極的に開示し、沖縄県との協議はもとより国会をはじめ全国民的な議論により解決を図ること。③全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」に基づき、日米地位協定の抜本改定に取り組むこと。以上3点を内容とする意見書を議会において採択し、政府及び国会に提出してくださいというものです。

令和元年6月27日の最初の審査では、紹介議員から請願趣旨について説明があり、辺野古新基地工事の即時中止を求める理由として、①地方自治、民主主義の側面から沖縄県民等の民意を尊重すべきであること。②工事場所が軟弱地盤ゆえの技術的理由及び財政的理由によること。③当該工事による自然への影響が計り知れないこと。以上3点の理由説明がありました。

さらに、平成30年7月27日に全国知事会から国に提出された「米軍基地負担に関する提言」の中で4項目のうちの1つに示されている「日米地位協定の抜本の見直し」を求める理由として、ドイツやイタリアと異なり、在日米軍には日本の国内法が適用されない、在日米軍基地への立入権が認められていない、航空特例法が米軍の航空演習に適用されない、などの実態があることなどの説明がありました。

その後、委員から紹介議員に対して、辺野古移設前の普天間基地の危険性の認識についての質疑の中で、普天間基地設置そのものが戦時国際法違反であり、その代替地について云々すること自体おかしいという指摘に加え、米軍のヘリコプターや戦闘機が飛行訓練で近くの学校の上空を通過するたびにシェルターに逃げ込むということが現在もなお続いているという実態があるとの説明がありました。さらに、東京でも横田基地にオスプレイが配備され、日米地位協定が都民の安定した生活の障壁になっていることもあり、この問題は沖縄県だけの問題ではなく、地方自治、民主主義の問題として、国に対して沖縄県ときちんと話し合うべきという意見がありました。本件については、大変ナイーブな問題であるとともに、考え方もいろいろあるため、慎重に取り扱うこととして、継続審査としました。

令和元年10月18日の2回目の審査では、紹介議員から、請願者との懇談を実施することについての提案があり、次回審査時以降に懇談の場を設けることを確認して、継続審査としました。

令和元年12月9日の3回目の審査では、紹介議員から、請願者の健康上の理由により懇談が困難であるとの説明があり、継続審査としました。

令和2年3月10日の4回目の審査及び同年6月22日の5回目の審査では、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、請願者との懇談が困難であるとの判断に至り、継続審査としましたが、紹介議員から、川越市議会が全会一致で可決した「沖縄県民の気持ちに寄り添うことを求める意見書」を参考として、本区でも一致点を見いだす方向で検討できないかという提案がありました。

令和2年10月9日の6回目の審査では、次回の定例会で請願者との懇談の場を設けることを確認して、継続審査としました。

令和2年11月24日の第7回目の審査で、委員会の休憩中に請願者との懇談を実施することができました。懇談終了後、委員会を再開し、委員から当議会として体现できることについて知恵を出す必要があり、継続審査とすべき、との意見がありました。

また、別の委員からは、日本で唯一地上戦が行われた沖縄に関する諸問題は避けて通れないが、一方で隣国に日本の安全を脅かすようなところも現実としてあり、これらを並行して考えていかなければならない、との意見がありました。

これらの委員の意見や懇談した請願者の思いを踏まえて、委員会として整理していく方向性を検討するため、継続審査としました。

令和2年12月25日の8回目の審査では、前回の審査時に実施した請願者との懇談を踏まえて、審査を行いました。

紹介議員から、請願書の中に、新基地建設に反対する理由の一つとして、技術的あるいは財政的な問題点をはらんでいるという指摘がある。設計変更の承認申請が沖縄防衛局から沖縄県に12月21日に出され、それを受けて沖縄県は16項目242問に及ぶ質問を沖縄防衛局に対して送付し、1月22日までに回答を求めている。現在、新基地建設の設計変更という大きな技術的問題で国と沖縄県がやり取りをしているさなかであることを踏まえて、議会としての対応をお願いしたい、との説明がありました。

質疑を終了し、討論に入り、まず、反対の立場から、武力で安全を担保することには賛成できないが、残念ながら現実としてあり、日本の置かれている立場や隣国の現状を考えると、政府が行っていることに対して、請願者の求めている3点の事項を意見書としてまとめることは難しく、これを採択して政府及び国会に提出することについては残念ながらできないため、本件請願については反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場から、かつてのアメリカの国防長官が「沖縄の海兵隊は日本の防衛には充てられていない」とはっきり述べていることに加え、日本の元陸上幕僚長は「在日米軍基地は日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序の維持存続のためにある」と言っている。在日米軍基地が、日本、沖縄県を守ってくれないのに、なぜ沖縄県民が犠牲になり、かつ、自然が壊されるのかということに対する怒りであり、その立場と連帯して、ぜひ、国に意見書を出してほしいという請願書であるので、賛成する。加えて、米軍による度重なる事故や事件によって、沖縄県民が不安と隣り合わせの生活を余儀なくされていることについて、同じ地方自治体の1つとして、沖縄県民の気持ちに対して真摯に寄り添うということを、川越市議会では全会一致で意見書として出している。この新基地建設問題で仮に政治的見解が違ったとしても、我々もこの都

心の自治体で働く議員として、地方自治体として地方自治を尊重すべき、そこで暮らす住民の声に耳を傾けるべきという声を沖縄県と連帯して上げていき、その一致点をぜひつくり出していく努力を一緒に進めていこうと訴えたい、との意見がありました。

同じく賛成の立場から、本件請願審査に当たって、請願者から本当に切実なる話を聞き、沖縄にだけ米軍基地の痛みが集中しているという問題について、しっかりと日本国民のこととして共有できていなかったということを、この請願によって突きつけられた。区民代表である議会が、それに対して可能な限りの権限で、どんな一致点を見いださせて寄り添うことができるのかということをお求めている請願であると思うので、地方自治の問題としても日本国民の一員としても、寄り添うべき何らかの一致点を見いだして、千代田区民6万6,000人の代表として形にしたいと思ひ、本件請願に賛成する、との意見がありました。

同じく賛成の立場から、請願者の求める文面に全員が乗れないとしても、急いで結論を出すべきではなく、国の出方を見てから結論を出してもよいのではないかと。また、他の地方議会から全会一致で意見書を提出しているところがあることを考えれば、地方自治体の果たす役割は大きいと思うので、本件請願に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、請願31-2は賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託された請願の審査経過及び結果の報告を終わります。

**○議長（小林たかや議員）** 請願31-2に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、17番たかざわ秀行議員。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

**○17番（たかざわ秀行議員）** 請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書につきまして、反対の立場から討論いたします。

沖縄は、かつて第二次世界大戦末期に、日本で唯一地上戦が行われたところです。私は以前多くの戦跡を訪ね、様々な話を聞く機会がありました。この千代田区で暮らす私たちにとっては到底容易には理解できないもので、お聞きした話には非常に大きな衝撃を受けました。そして、激戦地、嘉数台地から普天間基地・飛行場を見たときは、世界で一番危険な飛行場と言われている意味が分かった気がいたしました。

沖縄県民が受けた悲しみや苦しみは、現在も続いています。これからも、千代田区民はもちろん、日本国民が共にこの沖縄の悲しみや苦しみに寄り添い、共有して克服していかなければならない永遠のテーマだと、改めて強く感じたところです。ただ、その一方で、近隣には我が国の安全を脅かすような体制を取る国家が現実としてあること、これもまた事実であります。

私は、我が国の安全を武力をもって担保するという考えには必ずしも賛成するものではありませんが、置かれている現状を考えると、安全をどのように確保していくべきかということについては、これからも様々な角度をもって検討していかなければならないことだと考えます。

今回の請願事項は、意見書を採択し、政府及び国会に提出していただきたいという内容です。内容

は、辺野古新基地工事の即時中止と普天間基地の運用停止手続を進めること。辺野古新基地工事は全国民的な議論により解決を図ること。さらには、日米地位協定の抜本的改正に取り組むこと、という、以上3点の強い意志をもって書かれた内容になっています。

我が国の安全政策上、前述のとおり脅威となる国家が存在する現状を踏まえると、今、政府が行っていることに対して、請願者が求められている3点を採択し、政府及び国家に提出することについては非常に難しいと判断いたしました。一日も早く普天間基地は辺野古に移設し、現在の危険な状況を回避すべきだと考えます。よって、本請願については反対いたします。

○議長（小林たかや議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書について、賛成の立場から討論を行います。

本請願は「辺野古の新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地の運用停止手続を進めること」や「日米地位協定の抜本改定に取り組むこと」など、3項目を内容とする意見書を採択し、政府と国会に提出することを区議会に求めています。

その中で、新基地建設工事中止を求める理由を3点述べています。

①沖縄県民が繰り返し表明してきた基地建設反対の民意の尊重こそ地方自治であり民主主義であること。②大浦湾海域の軟弱地盤の存在や、膨れ上がる事業費といった技術的・財政的理由。③262種の絶滅危惧種を含む約5,400種もの生物が確認されるなど、生物多様性の宝庫に計り知れない影響をもたらすこと。以上が中止を求めている理由です。

本請願に賛成する第一の理由は、今述べた3つの理由に加え、人道上からも新基地建設工事は認められないからです。新基地建設の埋立土砂が、沖縄戦の戦没者の遺骨が眠る沖縄本島南部から調達されようとしています。沖縄戦が住民を巻き込んだ凄惨な地上戦となったのは、本土決戦を遅らせようとした捨て石作戦のためです。住民の犠牲者9.4万人の半数以上が南部で亡くなっているのです。この歴史を、私たちは忘れてはならないと思います。沖縄出身でもある請願者は、企画総務委員会での懇談の場で、南部の土砂が基地建設に使われることに対し、「ただただ強い怒りだけです」と述べられました。

賛成する第二の理由は、日米地位協定の見直しは国民多数の願いだからです。全国知事会は、2018年7月、「日米地位協定の抜本的見直し」を含む「米軍基地負担に関する提言」を、全員一致でまとめました。各種の世論調査でも、約8割の国民が「日米地位協定の見直し」を求めています。一連の世論調査に示された国民の声の背景には、日米地位協定がもたらす主権侵害への強い怒りがあるのではないのでしょうか。NATOにおける地位協定と比べて、日本だけが国内法が適用されません。基地への立入権も、米軍機事故の際の立入調査さえ制限されています。また、度重なる、米兵による性暴力など不祥事件の裁判や、住宅地域における米軍機の低空飛行訓練など、世界から見ても異常な日米地位協定の主権侵害は、一刻も早く是正されなければなりません。

第三は、請願書が述べる「普天間基地の運用停止手続を進めること」は、基地の歴史を振り返

るならば、あまりにも当然な要求だからです。

翁長雄志元沖縄県知事は、著書で次のように述べています。「普天間基地は、米軍に強制徴収されてできた基地です。改めて確認すると、沖縄は今日まで自ら基地を提供したことは一度もありません。戦後の米軍占領下、住民が収容所に隔離されている間に、無断で集落や畑が潰され、日本独立後も武装兵らによる銃剣とブルドーザーで居住地などが強制接収されて、住民の意思とは関わりなく基地が次々と建設されていったのです。土地を奪って、今日まで住民に大きな苦しみを与えておきながら、基地が老朽化したから世界一危険だからと、沖縄が基地を負担しろ、それが嫌ならば代替案を出せと迫る。それを理不尽と言わずして、何を理不尽と言うのでしょうか」。

今、我々に問われているのは、この痛切な訴えにどう応えるかです。仮に武力攻撃があったとしても、それは対話できちんと解決する、その強い姿勢が日本政府には必要です。

さて、アメリカのカリフォルニア州にあるバークレー市議会が、2月23日、辺野古の米軍新基地建設に反対する決議を可決しました。決議文は、辺野古・大浦湾は世界屈指の生物多様性の宝庫であり、ジュゴンを含む多くの生物が危険にさらされていること。海底に軟弱地盤が見つかり、建設の工期や工費が膨らんでいること。県民が繰り返し基地建設に反対を表明してきたことに触れ、沖縄県民に連帯して、工事の即時かつ全面的な中止を求めると、力強く述べています。

都心千代田からも沖縄県民に連帯の意を表明しようではありませんか。その一番のメッセージがこの請願書の採択であり、意見書の国への送付であることを述べて、賛成討論といたします。

○議長（小林たかや議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

請願31-2を採択することに賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（小林たかや議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） なしと認め、確定します。

請願31-2は、賛成少数により不採択とすることに決定しました。

○議長（小林たかや議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、3月26日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後6時02分 散会